

資料編

Tokyo Shinkin Bank
Report 2026

令和7年4月1日 ▶▶▶ 令和8年3月31日

目次	
P1	開示項目掲載ページ一覧表
P2	東京信用金庫について
P4	コンプライアンス態勢とリスク管理態勢
P8	主な業務のご案内
P10	財務諸表
P10	貸借対照表
P15	損益計算書
P16	剰余金処分計算書
P17	主要な業務の状況
P19	事業の状況
P19	預金に関する指標
P19	貸出金等に関する指標
P21	有価証券に関する指標
P22	国際業務に関する指標
P22	その他の業務に関する指標
P23	財産の状況に関する事項
P24	有価証券の時価情報等
P26	連結決算
P31	自己資本の充実の状況
P31	単体における事業年度の開示事項
P46	連結における事業年度の開示事項

◆ 経 営 理 念 ◆

- ・ 国民大衆および中小企業の金融機関としての社会的責任を遂行します
- ・ 地域社会の健全な発展と繁栄に寄与します
- ・ 地域に信頼され親しまれる金融機関になります
- ・ 和と創造の明るい職場づくりに努めます

◆ 四 つ の 誓 ◆

- ・ 皆様のお役にたちます
- ・ 地域の繁栄に寄与します
- ・ 信頼される金庫になります
- ・ 明るい職場をつくります



シンボルマーク

図案は、東京信用金庫をイニシャルの「T」で表わし、これを、会員、役職員「TC」がしっかりと支え、地域の皆様とともに円満に発展していくことを願って、まるく象形したものです。

開示項目掲載ページ一覧表

信用金庫法第 89 条により準用する銀行法第 21 条第 1 項前段および第 2 項前段に規定する内閣府令で定める事項（信用金庫法施行規則第 132 条および第 133 条）および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 7 条に規定する主務省令で定める事項は、それぞれ以下の該当頁に掲載しております。

あ行	受取利息・支払利息の分析……………	18	た行	貸借対照表……………	10
	役務取引等収支の状況……………	17		代理貸付の残高および構成比……………	22
か行	会員・会員外貸出金残高……………	20		単体における事業年度の開示事項……………	31
	会計監査人の名称……………	16		定期預金残高……………	19
	外貨建資産残高……………	22		手数料……………	9
	外国為替等業務……………	8		デリバティブ取引の状況……………	25
	外国為替取扱高……………	22		統合的リスク管理態勢……………	4
	貸倒引当金内訳……………	20	な行	内国為替取扱実績……………	22
	貸出金科目別平均残高および構成比……………	19		内部監査態勢……………	6
	貸出金業種別残高内訳……………	19		内部統制基本方針……………	4
	貸出金使途別残高……………	20	は行	反社会的勢力に対する基本方針……………	7
	貸出金償却の額……………	20		保険業務……………	8
	貸出金の担保別内訳……………	20	や行	役職員の報酬体系……………	25
	業績……………	3		有価証券残高および平均残高……………	21
	業務粗利益・業務純益……………	17		有価証券の残存期間別残高……………	21
	金銭の信託……………	25		有価証券の時価および評価損益……………	24
	金融 A D R 制度……………	7		融資業務……………	8
	金融商品に係る勧誘方針……………	6		預金業務……………	8
	経営指標の推移……………	17		預金・譲渡性預金平均残高……………	19
	経営者確認書……………	16		預証率……………	21
	経営方針……………	3		預貸率……………	20
	公共債ディーリング実績（売買高）……………	22	ら行	利益率……………	18
	公共債引受額……………	22		利鞘……………	18
	子会社に関する事項……………	26		理事および監事……………	2
	顧客本位の業務運営に関する基本方針……………	6		連結会計年度の事業概況……………	26
	個人情報保護への対応……………	7		連結経営指標の推移……………	26
	固定金利・変動金利の貸出金残高……………	20		連結信用金庫法開示債権……………	26
	コンプライアンス態勢……………	4		連結剰余金計算書……………	27
さ行	債務保証見返の担保別内訳……………	20		連結損益計算書……………	27
	サービス・その他業務……………	8		連結貸借対照表……………	27
	事業の組織……………	2		連結における事業年度の開示事項……………	46
	資金運用収支の内訳……………	18			
	証券・投資信託業務……………	8			
	消費者ローン・住宅ローン残高……………	20			
	商品ご利用にあたってのお願い……………	8			
	商品有価証券平均残高……………	21			
	剰余金処分計算書……………	16			
	信託業務……………	8			
	信用金庫法開示債権および				
	金融再生法開示債権の保全・引当状況……………	23			
	セグメント情報……………	26			
	その他業務収支の状況……………	17			
	損益計算書……………	15			

※ 「ビジネスサポート（本業支援・創業相談・経営相談・外部連携による支援）」、「地域貢献活動」、「経営者保証に関するガイドラインへの取組み」、「総代会」ならびに「店舗のご案内」につきましては、別冊「Tokyo Shinkin Bank Report 2026」（カラー版）をご覧ください。



東京信用金庫について

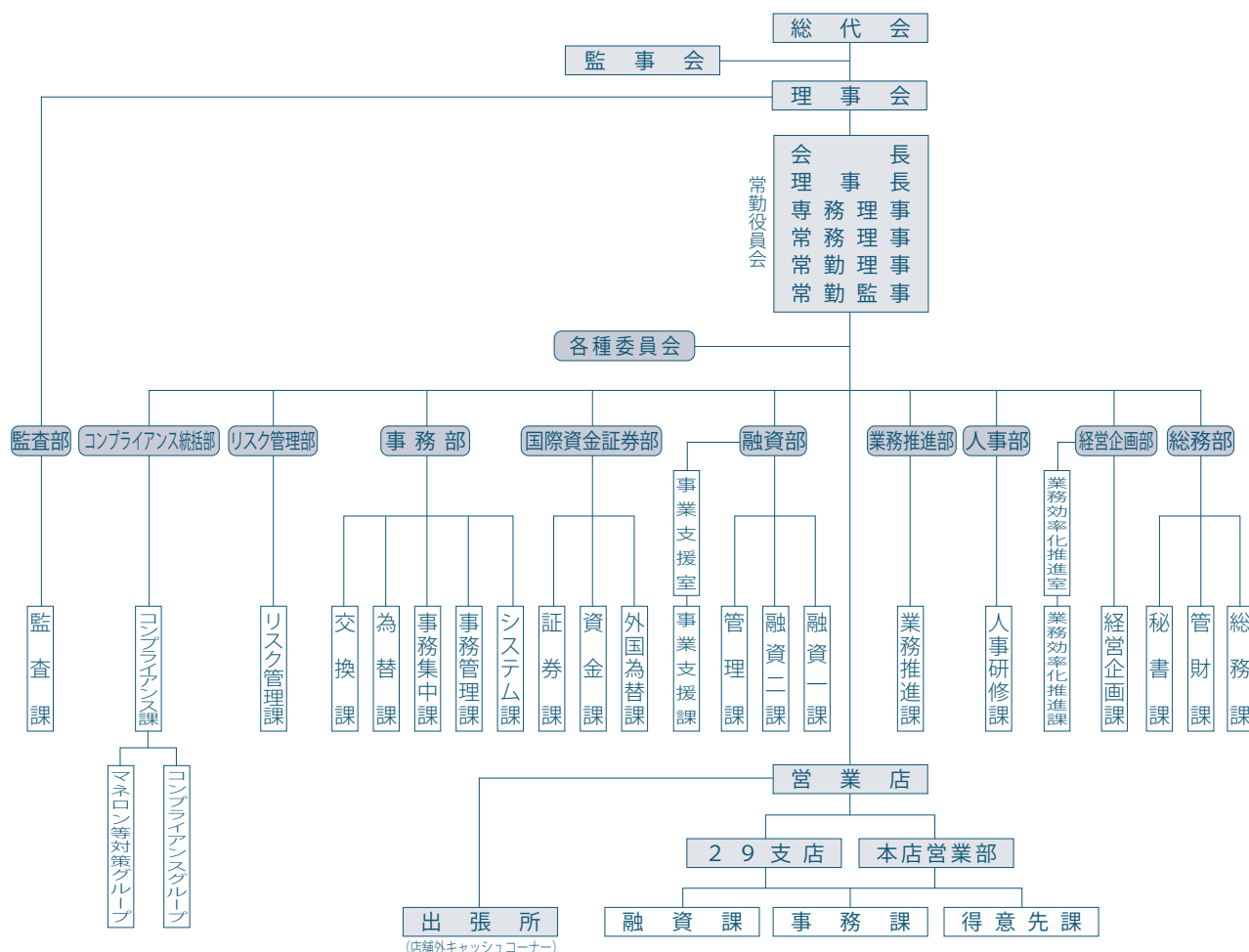
理事および監事の氏名ならびに役職名（令和8年6月26日現在）

理 事	
会 長（代表理事）	半澤 進（主宰）
理 事 長（代表理事）	増子 弘毅（統轄、経営企画部・業務推進部各担当）
常 務 理 事	森屋 諭（監査部長、総務部・監査部各担当）
常 務 理 事	臼井 章（人事部長、人事部・融資部・事務部各担当）
常 務 理 事	石村 幸三（リスク管理部長、リスク管理部・コンプライアンス統括部各担当）
理 事	大友 祐輔（経営企画部長兼業務効率化推進室長、国際資金証券部担当）
理 事	石塚 岳志（総務部長）
理 事	鹿内 哲哉（本店営業部長）
理 事	神村 健一（融資部長）
非常勤理事	岩崎 恵弘
監 事	
監 事	原 武
非常勤監事	榎本 幸衛
非常勤監事	山中 久

- （注）1 常務理事 森屋 諭、常務理事 石村 幸三、理事 岩崎 恵弘は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
- 2 監事 山中 久は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

事業の組織

事業の組織図（令和8年6月末現在）



令和7年度の業績

令和7年度は、中期経営計画「3ヵ年計画 地域とともに～未来へ～」がスタートし、コンプライアンスに徹した預貸金本業重視の業務運営を継続推進するとともに、地域事業者への伴走支援に積極的に取組むことにより、地域とともに発展し、地域社会やお客さまから『最も身近で、最も頼りにされる金融機関』となることを目指し、「預貸金の安定的な増加と将来に向けた営業基盤の強化」、「伴走支援の積極的な取組みとCSR（企業の社会的責任）の推進」、「収益力の強化と自己資本の充実」、「ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底」、「DXの推進とITリテラシーの向上」など8つの基本課題に取り組んでまいりました。

この結果、預金残高は前期末比298億円の増加（期末預金残高1兆2,589億円、増加率2.4%）となり、貸出金残高も前期末比240億円の増加（期末貸出金残高7,959億円、増加率3.1%）となりました。

一方、損益面では、政策金利の引き上げに伴う預金金利の上昇があったものの貸出金金利、預け金金利も上昇したことにより貸出金利息、預け金利息が増収となったことから、コア業務純益が前期比1,243百万円（+19.0%）増益の7,758百万円となりました。その結果、経常利益は前期比606百万円（+8.6%）増益の7,621百万円となり、当期純利益については前期比425百万円（+8.4%）増益の5,446百万円と過去最高益となりました。

また、自己資本比率につきましては、自己資本が増加したことから、前期比0.12%上昇の11.30%となりました。

業績推移（単体）

〔単位：百万円〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
コア業務純益	6,109	6,180	6,395	6,515	7,758
経常利益	6,417	6,598	6,462	7,015	7,621
当期純利益	4,602	4,726	4,633	5,021	5,446
貸出金残高	747,934	755,362	761,029	771,928	795,984
預金積金残高	1,182,526	1,202,267	1,216,827	1,229,001	1,258,901
純資産額	70,443	73,592	79,550	79,261	85,449
総資産額	1,325,050	1,348,440	1,369,747	1,381,740	1,416,252
自己資本比率（%）	9.84	9.92	10.30	11.18	11.30

（注）1. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

2. 自己資本比率については、令和6年度決算より、最終化されたパーゼルⅢを適用しております。

令和8年度の経営方針

令和8年度につきましては、中東情勢の緊迫化による更なる物価の高騰、日本銀行の政策金利引き上げ観測など先行きが不透明な経営環境が続くものと予想されます。こうした中、「3ヵ年計画 地域とともに～未来へ～」は2年目を迎え、「定期積金を中心とした営業活動」と「積極的かつ柔軟でスピーディーな融資対応」というビジネスモデルのもと、コンプライアンスに徹した預貸金本業重視の業務運営を継続推進するとともに、地域事業者の伴走支援に積極的に取組むことにより、地域とともに発展し、地域社会やお客さまから、『最も身近で、最も頼りにされる金融機関』となることを目指し、役職員一致団結して取り組んでまいります。



コンプライアンス態勢とリスク管理態勢

内部統制基本方針

当金庫におきましては、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条により、業務の健全性・適切性を確保するため「内部統制基本方針」を制定し、業務の執行に際し整備すべき態勢として「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、ならびに「内部監査態勢」等について明確に定め、コンプライアンスの徹底とリスク管理の強化に努めております。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスに対する基本方針・運営体制

当金庫では、コンプライアンス実現のための基本方針として「東京信用金庫行動綱領」、すべての役職員が遵守すべき行動指針として「コンプライアンス手引」を制定し、法令や諸規程の遵守はもちろんのこと、社会的規範にもとることのない誠実・公正な企業活動に徹しております。

コンプライアンスの重要性については、経営トップ自ら、年頭所感や店長会議等の主要な会議で全役職員に対して徹底するとともに、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度、実践的な施策を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況を定期的にフォローしており、3ヵ年中期経営計画や各年度の事業計画等の中においても、各種施策を織り込み、コンプライアンス態勢の整備・強化に努めております。

具体的には、コンプライアンス統括部を統括部署と定め、より専門性の高い業務への取り組みや組織的な対応力のさらなる強化を図っております。

また、各本店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス推進役を配置し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成、コンプライアンスに関する情報の周知や職場の意識の高揚を図り、法令・ルール違反の防止、お客さまからのご相談等への適切な対応を行っております。

マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策管理態勢

当金庫では、マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、マネロン等という）対策を経営の重要課題と位置付けており、3ヵ年中期経営計画やコンプライアンス・プログラムの基本課題に掲げ、その取り組みを強化しております。

本部各部および営業店の管理職で構成する「マネロン等対策委員会」にて、マネロン等対策に関する具体的施策について検討するなど、全金庫的な対応を行っております。

さらに、マネロン等対策に関する重要事項を理事会・常勤役員会において協議、決定するなど、経営陣が主導性を発揮し、積極的に関与、指導、支援する体制となっております。

また、マネロン等対策に係る方針・手続・計画等を規定した「マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策規程」を制定し、当金庫が直面するマネロン等リスクを特定、評価し、これを実効的に低減するための措置を講じる、いわゆるリスクベース・アプローチを実施する等、マネロン等対策の実効性向上に努めております。

統合的リスク管理態勢

当金庫を取り巻く金融環境は、金融技術の進展等により、高度化、複雑化し、これまでのリスク管理の観点では捉えられないリスクに晒されております。

こうしたことから、当金庫では、「統合的リスク管理方針」等に基づき、経営の健全性、安全性を確保することを目的に、当金庫が直面するさまざまなリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照するなど、「統合的リスク管理態勢」の強化を図っており、理事長を委員長とする「ALM・リスク管理委員会」などを通じて、適切なリスクコントロールを行っております。

信用リスク

信用リスクとは、ご融資先の経営状態が悪化し、貸出資産（ご融資元利金）の回収ができなくなることにより損失を被るリスクをいい、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。

当金庫では、営業推進部門等から審査・管理の独立性を確保するため、業務推進部、融資部にそれぞれ担当役員を配置するとともに、「信用リスク管理規程」等に基づき態勢整備を図るなど、信用リスク管理に積極的に取り組んでおります。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も引き続き、コンサルティング機能（ご融資先に対する経営相談・経営指導、経営改善計画の策定支援、進捗状況のモニタリング実施等）の具体的な実践に組み込み、信用リスクの軽減を図っております。さらに、「総合信用リスク管理システム」を活用して、信用リスク量の計量化など、信用リスク管理の高度化を図り、より強固な信用リスク管理態勢の構築に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利や為替などの変動により、保有する資産・負債の価値ならびに資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、ALM・リスク管理委員会および市場資産運用方針会議において、市場リスク量の計測、評価などを行い、運用・調達の方針を策定して、リスク管理を行っております。また、市場部門（フロント部門）への牽制機能を充実強化させるため、独立した部署であるリスク管理部がミドル部門として「市場リスク管理規程」等に基づき、運用基準・限度枠管理等に対する遵守状況を検証するなど適切にリスクをコントロールし、予期せぬ損失の発生を防止する管理態勢の強化を図っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや風評等による予期せぬ資金の流失などにより資金不足に陥るリスクをいいます。流動性リスクにつきましては、「流動性リスク管理規程」等に基づき、運用と調達の日々の管理により、流動性、安定性に留意した資金繰り態勢を確立しており、不測の事態への対応につきましても、即日資金化可能な資金手当の方法を定めるなど、流動性リスクに対して迅速・適切に対応できる態勢を整えております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、事務事故、システム障害、役職員の不正行為等により損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクなどが挙げられます。

●事務リスク

事務リスクとは、事務処理上のミスや不正の発生により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、お客さまの信頼にお応えするため、役職員一人ひとりが事務リスクを十分に認識し、「各種事務取扱規程」や「事務リスク管理規程」等に則した正確な事務処理に努めております。また、債権書類の本部集中管理を行うなど、営業店での事務処理を極力本部に集中することにより事務の堅確化を図っております。さらに、事務部による営業店の事務臨店指導、監査部による営業店の内部管理全般に対する定期的な実査を通じて、事務リスクの管理状況を評価するなど、事務リスク管理の精度向上に努めております。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止や誤作動、または、コンピュータシステムが不正に利用されることにより損失を被るリスクのことであり、当金庫では、「システムリスク管理規程」等に基づき、システムリスクの管理運営を行っております。

当金庫の業務処理の中核を担う勘定処理システムは信用金庫業界が設立した「しんきん共同センター」のシステムを使用しており、共同利用の強みを活かした大型コンピュータの利用により高度な信頼性を実現しております。さらに大規模な地震や万一のシステム障害に備えたバックアップセンターを遠隔地に設置する等、基幹システムの安全対策に万全を期しております。また、「大規模災害等に備えた訓練」を実施するなど、システムリスクに対する管理態勢を整備しているほか、サイバーセキュリティ管理要領等を制定するなど、サイバーセキュリティ対策の向上に努めております。

●法務リスク

法務リスクとは、法令・庫内規程等に違反する行為ならびにそのおそれのある行為が発生することで、当金庫が信用を失墜したり、損失を被るリスクをいいます。

法務リスクについては、法令等の制定・改正に的確に対応するため、「法務リスク管理規程」や「リーガルチェック・マニュアル」等に則り、各種契約や広告等の内容の適法性や妥当性を顧問弁護士と連携して検証するなど、リーガルチェック態勢の運用・強化に努めております。

●風評リスク

風評リスクとは、インターネットの掲示板、SNS 等による根拠のないうわさの流布、または、マスコミの報道等によるお客さま離れ等によって損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、平時から経営情報を積極的に開示するとともに、「風評リスク管理規程」等に基づき、当金庫ならびに当金庫子会社における、風評リスクに備えた危機管理態勢の整備に努めております。

●人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正や差別的行為（ハラスメント等）により、当金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では、「人的リスク管理規程」等に基づき、公正な人事運営に努めるとともに、人的リスクの的確な把握と管理を通じて業務の適切性を確保するなど、適切な人的リスク管理を行っております。

●有形資産リスク

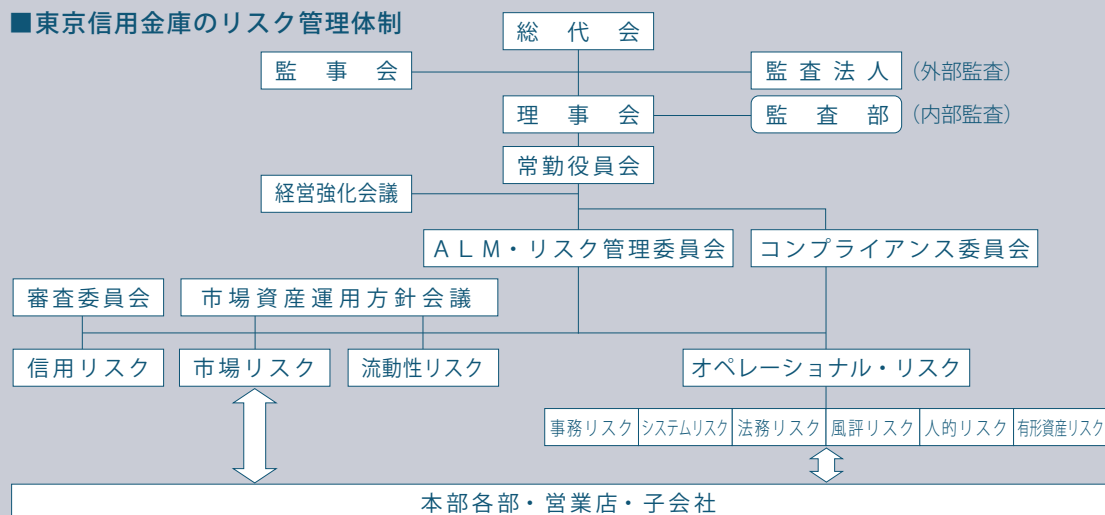
有形資産リスクとは、災害、その他の事象から生じる建物・什器・設備等の資産の毀損・損害や、業務運営環境の質の低下等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「有形資産リスク管理規程」等に基づき、有形資産リスクの的確な把握と管理を通じて、災害等で被るリスクを極力低減化できるよう、建物の耐震診断および耐震補強や定期的な設備の点検等を実施し、管理態勢の強化を図っております。



コンプライアンス態勢とリスク管理態勢

■東京信用金庫のリスク管理体制



内部監査態勢

内部監査を実施する監査部は、理事会直轄の部として各部店（被監査部門）から完全に独立した組織となっております。内部監査は、本部各部および営業店、子会社を対象に、事務処理の堅確性、コンプライアンス・リスク管理態勢、個人情報管理態勢の適切性、有効性を検証しているほか、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」を図るため、財務諸表の作成プロセスに対する検証や資産の自己査定の正確性についての検証を行っております。また、マネロン等対策の態勢整備状況等についても、重点項目として取り上げることとし、マネロン等リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を調整するとともに、第3線としての独立した立場で、①マネロン等対策に係る方針・手続・計画等の適切性 ②当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等 ③職員に対する研修等の実効性 ④営業店における異常取引の検知状況 ⑤検知基準の有効性等を含むITシステムの運用状況 ⑥検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況 ⑦外国為替の制裁違反リスク評価の適切性やマネロン等対策の実効性を確認するために必要と思われる事項を含む監査計画を策定・実施することとしております。

また、規程・事務ルール等の運用状況を検証する準拠性監査から、リスクアセスメントに基づき高リスク領域の業務プロセスの適切性・妥当性を検証するリスクベース監査へと移行し、内部監査の高度化を進めております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は「最も身近で、最も頼りにされる金融機関」を目指すという経営計画の基本方針のもと、安定的な資産形成や運用に資する金融商品・サービスの提供について、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、真摯に取り組んでおります。この取組みをさらに徹底するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定しました。以下のとおり公表するとともに、今後も継続的に見直しを図ってまいります。

1. 「お客さまの最善の利益の追求」
誠実・公正な業務を心がけ、高い倫理観と専門性の保持に努めることにより、お客さまに対する最善の利益を追求いたします。
2. 「利益相反の適切な管理」
お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益の保護に努めます。
3. 「手数料等の明確化」、「重要な情報の分かりやすい提供」
お客さまにお支払いいただく手数料や重要な情報については明確に情報提供を行うとともに、お客さまに分かりやすい説明を心がけます。
4. 「お客さまにふさわしいサービスの提供」
「金融商品に係る勧誘方針」に基づき、お客さまの知識、経験、財産の状況、ニーズに合わせた商品・サービスを提供いたします。
5. 「お客さま本位の業務運営を行うための職員育成」
研修体系や業績評価体系を適切に整備することにより、お客さま本位の業務運営を行う職員を育成することにより努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、経営トップ自らが常に毅然とした態度で臨み、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護への対応

当金庫では、「個人情報保護法」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に対応した「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を策定し、ホームページ等で公表しております。

また、「個人情報の保護と利用に関する規程」、「特定個人情報取扱規程」をはじめ、要領、マニュアル等を制定し、外部委託先も含め、お客さまの個人情報の厳正な管理を徹底しております。

なお、当金庫の個人情報に関するご質問やご相談等につきましては、下記窓口までご連絡ください。

【東京信金 お客さま相談窓口】

電話番号：☎ 0120-791-104

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜・祝日を除く）

E メール：soudan@tokyo-shinkin.co.jp

金融ADR（裁判外の紛争解決）制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情等につきましては、当金庫営業日（午前 9 時～午後 5 時）に営業店または「東京信金お客さま相談窓口」（電話：☎ 0120-791-104）にお申し出ください。

なお、投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話：☎ 0120-64-5005）でも受け付けております。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記「東京信金お客さま相談窓口」または全国しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、下記弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

なお、下記弁護士会の紛争解決センターまたは仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等をご利用することもできます。例えば、東京以外の弁護士会において東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ下記弁護士会、全国しんきん相談所または「東京信金お客さま相談窓口」にお尋ねいただくか、下記弁護士会のホームページまたは、当金庫ホームページをご覧ください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた、上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

東京弁護士会（紛争解決センター） 電話：03-3581-0031
第一東京弁護士会（仲裁センター） 電話：03-3595-8588
第二東京弁護士会（仲裁センター） 電話：03-3581-2249



主な業務のご案内

♣預金業務

資金の運用など、お客さまのニーズにあわせた商品をご用意しております。

- ◇総合口座 ◇普通預金
- ◇元本保証型普通預金（決済用預金）
- ◇貯蓄預金 ◇納税準備預金 ◇通知預金
- ◇当座預金 ◇スーパー積金
- ◇期日指定定期預金 ◇変動金利定期預金
- ◇スーパー定期預金
- ◇個人 I B 定期預金（東京ネット定期）
- ◇大口定期預金 ◇積立定期預金（ドリーム）
- ◇一般財形預金 ◇財形年金預金 ◇財形住宅預金
- ◇後見制度支援預金

♣融資業務

お客さまの多様なニーズにお応えするため、各種事業者向けローンおよび個人ローンをご用意し、豊かなくらしのお手伝いをいたします。

《法人・事業者向け商品》

- ◇一般融資 ◇アパート・マンションローン
- ◇地方公共団体の制度融資
- （東京都・埼玉県および豊島区・板橋区・新宿区・中野区・練馬区・杉並区・台東区・墨田区・中央区・文京区・西東京市・武蔵野市・川口市・志木市・朝霞市・戸田市・さいたま市・蕨市・新座市・和光市・富士見市）
- ◇東京信用保証協会・埼玉県信用保証協会保証融資
- ◇東京都新保証付融資制度
- ◇代理貸付（信金中央金庫・日本政策金融公庫等）

《個人向け商品》

- ◇住宅ローン
- ◇無担保住宅・リフォームローン① ◇教育ローン①
- ◇カーライフプラン① ◇WEBフリーローン①
- ◇しんきんローン①
- ◇東京ローン① ◇カードローン（JOY）①
- ◇東京信金がん先進医療ローン①
- ◇子育て応援ローン
- ◇シニアライフローン

①はインターネットローン、はWEB完結型ローンでのお申込ができます。

- ◇代理貸付（住宅金融支援機構・福祉医療機構等）

♣外国為替等業務

外貨の両替、送金などの外国為替業務をお取り扱いいたしております。

- ◇外貨両替 ◇貿易取引 ◇外国送金
- ◇外貨預金 ◇インパクトローン

♣証券・投資信託業務

国債の窓口販売など、有価証券業務を通じて、皆様の資金の運用、公共債の管理などのお手伝いをいたしております。

- ◇公社債の窓口販売 ◇ディーリング業務
- ◇投資信託の窓口販売

♣保険業務

損害保険代理店、生命保険代理店として保険商品をお取り扱いいたしております。

- ◇火災保険（住宅ローン利用者向け）
- ◇債務返済支援保険（住宅ローン利用者向け）
- ◇個人年金保険 ◇一時払終身保険
- ◇傷害保険 ◇医療・がん保険

♣信託業務

お客さまの大切な資産の運用・管理に対する多様なニーズにお応えするため、当金庫は、信金中央金庫、三井住友信託銀行の代理店として、全店で土地信託、年金信託、特定贈与信託、公益信託、特定金銭信託、指定金銭信託の媒介と、遺言関連業務および国民年金基金の加入勧奨を行っております。（信金中央金庫の相続信託「こころのバトン」、暦年信託「こころのリボン」等。）

♣サービス・その他業務

専門スタッフによる相談業務など、各種サービスを取り揃え、お客さま利便の向上に努めております。

- ◇東京信金キャッシュ・サービス（しんきんゼロネットサービス）（通帳記帳相互サービス）
- ◇デビットカードサービス
- ◇自動支払いサービス
- ◇自動受取りサービス
- ◇送金・振込・代金取立
- ◇定額自動振込サービス
- ◇しんきん自動集金サービス
- ◇インターネットバンキングサービス
- ◇しんきん電子記録債権サービス（でんさいネットサービス）
- ◇公金の収納
- ◇株式の払込み
- ◇署名鑑印刷新サービス
- ◇貸金庫・保護函
- ◇夜間金庫
- ◇法律・税務・年金相談
- ◇しんきんカード（その他各種クレジットカード）
- ◇スポーツ振興くじ（toto）払戻業務
- ◇リースのご案内（しんきんリース（株））
- ◇しんきんバンキングアプリサービス
- ◇ことらサービス
- ◇代理人サービス

〈商品ご利用にあたってのお願い〉

当金庫の預金・ローン商品等につきましては、パンフレット等でご確認のうえ、ご利用ください。

また、ご不明な点、ご相談につきましては、窓口または、得意先担当者にお問い合わせください。

主な手数料

○預金関係

小切手帳	1冊(50枚)	4,400円
小切手帳 署名鑑入		
約束手形帳	1冊(25枚)	2,200円
手形帳 署名鑑入		
為替手形帳	1冊(25枚)	5,500円
自己宛小切手発行手数料	小切手1枚当り	550円
マル専口座開設料	割賦販売通知書1通当り	3,300円
署名鑑印サービス	登録手数料	5,500円
マル専手形代金	手形用紙1枚当り	550円
証書・通帳・キャッシュカード・貸金庫カード・出資証券再発行	1枚(1冊)当り	1,100円
残高証明発行手数料	1通当り 当金庫書式	440円
	1通当り 当金庫書式外	1,100円
給与振込	他金融機関宛	110円
代金取立(電子交換)	本支店扱 ※	110円
	他金融機関あて	440円
個別取立		1,100円

※同一支店扱の代金取立については、本支店扱に準じて110円(税込)を申し受けます。

振込手数料	同支店あて	窓口	5万円未満	330円
			5万円以上(会員330円)	330円
		ATM	当金庫カード	無料
			他行庫カード※・現金扱	5万円未満 220円 5万円以上 330円
		インターネットバンキング		無料
	他店あて	窓口	5万円未満	330円
			5万円以上(会員330円)	440円
		ATM	当金庫カード	5万円未満 110円 5万円以上(会員110円) 330円
			他行庫カード※・現金扱	5万円未満 220円 5万円以上 330円
		インターネットバンキング		無料
	他金融機関あて	窓口	電信・文書	5万円未満 660円 5万円以上(会員660円) 880円
		ATM	当金庫カード	5万円未満 385円 5万円以上(会員385円) 550円
			他行庫カード※	5万円未満 385円 5万円以上 550円
			現金扱	5万円未満 440円 5万円以上 660円
		インターネットバンキング	5万円未満	275円
			5万円以上(会員275円)	440円

※他行庫カードの場合、別途ATM利用手数料がかかる時間帯があります。

○融資関係

不動産担保事務取扱手数料	設定関係	1件当り	55,000円以内
	各種変更	1件当り	55,000円以内
	担保抹消	1件当り	16,500円以内
住宅ローン事務取扱手数料	1件当り		33,000円
住宅資金等変更手数料	一部繰上返済	期間短縮	5,500円
		返済額減額	
	全額繰上返済		
ローンカード再発行手数料	1枚当り		1,100円

○両替

両替手数料	枚数	両替機両替		窓口両替
		1日1回	無料	無料
	1枚～10枚	2回目以降	330円	550円
	11枚～500枚		330円	550円
	501枚～1,000枚		660円	1,100円
	1,001枚以上500枚毎	—		550円を加算
両替専用カード発行			1,100円	—

○取引履歴作成

取引履歴作成手数料	依頼日を基準日として	6ヵ月未満	無料
		6ヵ月以上3年未満	550円
		3年以上10年以内	1,100円

○ATM

令和8年6月末現在

ATM手数料	カード 当金庫	平日	入金・支払	8:00～21:00	無料
		土・日・祝日		9:00～17:00	無料
	他信金 カード	平日	入金・支払	8:00～8:45	110円
				8:45～18:00	ゼロネットサービス無料
				18:00～21:00	110円
	土※1 日・祝日		入金・支払	9:00～14:00	ゼロネットサービス無料
				14:00～17:00	110円
				9:00～17:00	110円
	ゆうちょ カード	平日	入金・支払	8:00～8:45	220円
				8:45～18:00	110円
				18:00～21:00	220円
キャッシュサービス※2	業態間提携全国 CDキャッシング	平日	入金・支払	9:00～14:00	110円
				14:00～17:00	220円
				9:00～17:00	220円
	銀行・流通信 CDキャッシング	平日	入金・支払	8:00～8:45	220円
				8:45～18:00	110円
				18:00～21:00	220円
	土※1 日・祝日		入金・支払	9:00～17:00	220円
	銀行・流通信 CDキャッシング	平日	支払のみ	8:00～18:00	無料
				18:00～21:00	110円
				9:00～14:00	無料
	土※1 日・祝日		支払のみ	14:00～17:00	110円
				9:00～17:00	110円

※1 土曜日が祝日の場合は祝日扱いになります。

※2 入金は第二地銀・信組・労金のみになります。

○保管業務関係

貸金庫	自動(Ⅰ)	年間	13,200円～23,760円
	半自動(Ⅱ)		11,880円～19,800円
	手動(Ⅲ)		13,200円～19,800円
保護函		年間	9,240円
夜間金庫	使用料	年間	52,800円
	入金帳	1冊	2,200円
保護預り(国債)		年間	無料

※貸金庫使用料は大きさにより金額が異なります。

○インターネットバンキング(ⅡB)

法人向けIB 基本手数料	オンラインサービスのみ契約	月額	1,100円
	データ伝送サービス(オンラインサービスを含む)契約	月額	2,200円
個人向けIB 基本手数料			無料

○でんさいネット

基本手数料		1ヵ月	1,100円
	法人IB利用の場合	1ヵ月	無料

発生	インターネット	窓口
	当金庫宛	330円 440円
譲渡	他金融機関宛	440円 660円
	当金庫宛	165円 220円
分割譲渡	他金融機関宛	220円 330円
	当金庫宛	330円 440円
決済手数料(入金)	他金融機関宛	440円 660円
	当金庫宛	220円 220円

○硬貨受入れ

硬貨受入れ手数料	同日合計	1枚～500枚	無料
		501枚～1,000枚	550円
		1,001枚以上500枚毎	550円加算

※汚損硬貨および記念硬貨も算定対象です。

注：各金額には10%の消費税が含まれております。
上記の他、個別の約定により手数料が定められている場合は別途手数料を申し受けます。



財務諸表

貸借対照表

資産

〔単位：百万円〕

預け金

日本銀行や信金中央金庫などの金融機関に預けている資金です。

貸出金

地域のお客さまの資金ニーズに、積極的かつ柔軟でスピーディーに対応した結果、前期末対比 240 億円（増加率 3.1%）増加しました。

繰延税金資産

税効果会計により、将来回収が見込まれる税金相当額を税金の前払いとして資産計上した額です。

債務保証見返

債務を保証している取引先に対する求償権です。

貸倒引当金

貸出金などの貸し倒れに備えて積み立てる引当金です。

科 目	令和 7 年 3 月末 (第 70 期)	令和 8 年 3 月末 (第 71 期)
(資 産 の 部)		
現 金	10,817	9,936
預 け 金	407,650	385,914
コ ー ル ロ ー ン	1,005	6
買 入 金 銭 債 権	613	556
有 価 証 券	159,345	192,280
国 債	64,304	101,391
地 方 債	13,462	15,726
社 債	52,808	51,646
株 式	2,199	3,035
そ の 他 の 証 券	26,571	20,480
貸 出 金	771,928	795,984
割 引 手 形	1,745	1,300
手 形 貸 付	29,574	24,543
証 書 貸 付	734,922	764,540
当 座 貸 越	5,686	5,600
外 国 為 替	55	70
外 国 他 店 預 け	55	70
そ の 他 資 産	7,621	8,580
未 決 済 為 替 貸	465	421
信 金 中 金 出 資 金	5,315	5,315
前 払 費 用	28	26
未 収 収 益	1,045	2,034
そ の 他 の 資 産	766	782
有 形 固 定 資 産	20,143	20,576
建 物	1,949	2,025
土 地	17,620	17,620
リ ー ス 資 産	374	318
建 設 仮 勘 定	14	429
その他の有形固定資産	185	183
無 形 固 定 資 産	310	266
ソ フ ト ウ ェ ア	213	190
リ ー ス 資 産	68	48
その他の無形固定資産	27	27
繰 延 税 金 資 産	3,379	2,963
債 務 保 証 見 返	580	527
貸 倒 引 当 金	△ 1,681	△ 1,379
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,658)	△ 1,355
投 資 損 失 引 当 金	△ 30	△ 30
資 産 の 部 合 計	1,381,740	1,416,252

負債及び純資産

〔単位：百万円〕

預金積金

定期積金を中心とした Face to Face の営業活動により、前期末比 298 億円（増加率 2.4%）増加しました。

借入金

日本銀行の貸出増加支援のための資金供給制度に応じて借り入れた資金です。貸出金残高が継続的に増加している当金庫は、この制度の対象先として選定されております。

偶発損失引当金

信用保証協会の保証を受けている貸出金に対し、同協会に対する将来の負担金支払見込額を引当てたものです。

会員勘定合計

「出資金」から「処分未済持分」までの合計額です。

その他
有価証券評価差額金

その他有価証券（P 24 参照）に分類した有価証券の含み損益を表しております。なお、含み損の多くは国債の評価損によるものです。国債は国が発行する債券で元本割れのしない安全資産です。

科 目	令和 7 年 3 月末 (第 70 期)	令和 8 年 3 月末 (第 71 期)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	1,229,001	1,258,901
当 座 預 金	25,419	21,807
普 通 預 金	459,022	467,665
貯 蓄 預 金	859	873
通 知 預 金	1,557	1,230
定 期 預 金	681,738	717,204
定 期 積 金	53,768	43,293
そ の 他 の 預 金	6,634	6,826
借 用 金	60,000	56,900
借 入 金	60,000	56,900
外 国 為 替	24	7
未 払 外 国 為 替	24	7
そ の 他 負 債	4,810	6,384
未 決 済 為 替 借	531	523
未 払 費 用	607	1,822
給 付 補 填 備 金	12	26
未 払 法 人 税 等	1,732	2,018
前 受 収 益	387	386
払 戻 未 済 金	62	95
払 戻 未 済 持 分	22	25
職 員 預 り 金	74	65
リ ー ス 債 務	443	367
資 産 除 去 債 務	97	99
そ の 他 の 負 債	838	952
賞 与 引 当 金	538	568
退 職 給 付 引 当 金	3,851	3,724
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	288	325
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	51	35
偶 発 損 失 引 当 金	158	175
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,173	3,253
債 務 保 証	580	527
負 債 の 部 合 計	1,302,479	1,330,803
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	6,088	5,995
普 通 出 資 金	6,088	5,995
利 益 剰 余 金	69,377	74,642
利 益 準 備 金	6,101	6,088
そ の 他 利 益 剰 余 金	63,275	68,554
特 別 積 立 金	47,639	52,639
（うち新電算システム導入積立金）	(368)	(368)
（うち土地圧縮積立金）	(18)	(18)
当 期 未 処 分 剰 余 金	15,635	15,914
処 分 未 済 持 分	△ 58	△ 36
会 員 勘 定 合 計	75,407	80,601
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3,586	△ 2,513
土 地 再 評 価 差 額 金	7,440	7,360
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,853	4,847
純 資 産 の 部 合 計	79,261	85,449
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,381,740	1,416,252



財務諸表

貸借対照表の注記(第71期)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法[ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法]を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - ・建物 19年～50年
 - ・その他 2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部の協力の下にリスク管理部が資産査定を実施しております。
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
年金資産の額 1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746 百万円
差引額 △31,890 百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月分) 0.3182%
 - ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,379 百万円
-------	-----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,248 百万円
- 子会社の株式総額 30 百万円
- 子会社に対する金銭債権総額 1,057 百万円
- 子会社に対する金銭債務総額 50 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 14,480 百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 226 百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,877 百万円
危険債権額	9,432 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	1,058 百万円
合計額	13,369 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,300百万円であります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。
 - ・担保に供している資産
 - 有価証券 68,427 百万円
 - ・担保資産に対応する債務
 - 預金 2,464 百万円
 - 借入金 56,900 百万円上記のほか、内国為替決済、外為円決済等の取引の担保として、預け金28,210百万円を差し入れてあります。
また、その他の資産には、保証金163百万円及び敷金521百万円が含まれております。
なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算等) 合理的な調整を行って算定しております。

27. 出資1口当たりの純資産額 7,169円73銭

28. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

運用に当っては、ALM・リスク管理委員会(毎月開催)や市場資産運用方針会議(四半期開催)等において、安全性、流動性、収益性の観点から総合的な検討を行い、その結果に基づき適正に管理・運用を行っております。また、保有証券の時価や格付は、市場関連リスクの管理を担当する部署によって日々ベースでモニタリングするなど、安全な資産の運用に心がけております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、国際資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場資産運用方針会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余剰資金運用規程に従い行われております。このうち、国際資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びALM・リスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余剰資金運用基準に基づき実施されております。

- (v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産のうち「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券(市場価格のない株式等を除く)」、「貸出金」、及び金融負債のうち「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で7,115百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金、コールローン、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	385,914	385,898	△15
(2) 有価証券	192,093	191,711	△381
満期保有目的の債券	12,000	11,618	△381
その他有価証券	180,093	180,093	—
(3) 貸出金(*1)	795,984		
貸倒引当金(*2)	△1,379		
	794,604	792,864	△1,740
金融資産計	1,372,612	1,370,474	△2,137
(1) 預金積金	1,258,901	1,259,130	229
(2) 借入金	56,900	56,974	74
金融負債計	1,315,801	1,316,104	303

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。

- (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)
- ② ①以外の貸出金については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、円金利スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

- (2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	30
非上場株式(*1)	156
信金中金出資金(*1)	5,315
合 計	5,501

(*1) 子会社、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



財務諸表

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	244,904	139,010	2,000	—
有価証券	58,105	71,874	56,400	5,000
満期保有目的の債券	12,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	46,105	71,874	56,400	5,000
貸出金(※)	146,637	224,528	128,227	300,608
合 計	449,646	435,412	186,627	305,608

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	1,210,726	48,019	—	155
借入金	36,700	20,200	—	—
合 計	1,247,426	68,219	—	155

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	そ の 他	12,000	11,618	△ 381
	外国証券	12,000	11,618	△ 381
	小 計	12,000	11,618	△ 381
合 計		12,000	11,618	△ 381

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,691	848	1,842
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	6,894	2,330	4,563
	小 計	9,585	3,178	6,406
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	156	183	△ 26
	債 券	168,764	178,537	△ 9,773
	国 債	101,391	106,751	△ 5,359
	地 方 債	15,726	16,578	△ 851
	社 債	51,646	55,208	△ 3,561
	そ の 他	2,143	2,270	△ 127
	小 計	171,064	180,991	△ 9,927
合 計		180,649	184,170	△ 3,520

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	18,920	—	5,996
国債	18,920	—	5,996
その他	13,100	6,000	—
合 計	32,021	6,000	5,996

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,894百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが14,379百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も半年毎に予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(繰延税金資産)

貸倒引当金	17 百万円
貸出金償却	316
退職給付引当金	1,066
減価償却超過額	134
賞与引当金	190
その他有価証券評価差額金	1,007
その他	443
繰延税金資産小計	3,173
評価性引当額	△ 201
繰延税金資産合計	2,972
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	7
資産除去債務対応資産	2
繰延税金負債合計	9
繰延税金資産の純額	2,963 百万円

(再評価に係る繰延税金資産)

土地	286 百万円
評価性引当額	△ 286
繰延税金資産合計	—
(再評価に係る繰延税金負債)	
土地	3,253
繰延税金負債合計	3,253
再評価に係る繰延税金負債の純額	3,253 百万円

損益計算書

〔単位：千円〕

資金運用収益

貸出金や有価証券などからの受取利息などです。

役務取引等収益

サービスの対価として受け取る手数料などです。

資金調達費用

預金積金などへの支払利息などです。

経常利益

「経常収益」から「経常費用」を差し引いた額です。

科 目	令和6年度 (第70期)	令和7年度 (第71期)
経 常 収 益	16,549,256	26,253,718
資 金 運 用 収 益	14,886,502	19,178,240
貸 出 金 利 息	12,930,861	15,415,067
預 け 金 利 息	866,483	2,390,274
コールローン利息	6,981	5,782
有価証券利息配当金	989,578	1,246,768
その他の受入利息	92,598	120,347
役 務 取 引 等 収 益	931,656	955,907
受 入 為 替 手 数 料	428,457	433,578
その他の役務収益	503,198	522,328
そ の 他 業 務 収 益	25,474	118,872
外 国 為 替 売 買 益	3,005	4,316
商品有価証券売買益	24	25
国債等債券償還益	33	20,297
その他の業務収益	22,411	94,233
そ の 他 経 常 収 益	705,622	6,000,697
貸倒引当金戻入益	698,931	—
償 却 債 権 取 立 益	400	—
株 式 等 売 却 益	6,191	6,000,590
その他の経常収益	99	106
経 常 費 用	9,533,568	18,632,003
資 金 調 達 費 用	943,788	3,785,237
預 金 利 息	915,656	3,659,799
給付補填備金繰入額	3,549	20,569
借 用 金 利 息	24,130	104,451
その他の支払利息	451	417
役 務 取 引 等 費 用	372,857	370,615
支 払 為 替 手 数 料	118,499	119,189
その他の役務費用	254,358	251,425
そ の 他 業 務 費 用	7,147	6,004,497
国債等債券売却損	—	5,996,235
その他の業務費用	7,147	8,261
経 費	8,081,870	8,409,706
人 件 費	5,486,147	5,670,417
物 件 費	2,213,888	2,300,678
税 金	381,834	438,611
そ の 他 経 常 費 用	127,905	61,947
貸倒引当金繰入額	—	10,212
その他の経常費用	127,905	51,734
経 常 利 益	7,015,687	7,621,715



財務諸表

[単位：千円]

法人税等調整額

繰延税金資産の積み立て額
または取り崩し額です。

科 目	令和 6 年度 (第 70 期)	令和 7 年度 (第 71 期)
特 別 利 益	7	1
固 定 資 産 処 分 益	7	1
特 別 損 失	183,461	122,070
固 定 資 産 処 分 損	183,461	122,070
税 引 前 当 期 純 利 益	6,832,233	7,499,646
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,726,594	2,017,761
法 人 税 等 調 整 額	84,000	35,000
法 人 税 等 合 計	1,810,594	2,052,761
当 期 純 利 益	5,021,639	5,446,885
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	10,614,287	10,467,448
当 期 未 処 分 剰 余 金	15,635,926	15,914,334

損益計算書の注記（第 71 期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 46,522 千円
子会社との取引による費用総額 76,095 千円
- 出資 1 口当たり当期純利益金額 451 円 53 銭

剰余金処分計算書

[単位：円]

科 目	令和 6 年度 (第 70 期)	令和 7 年度 (第 71 期)
当 期 未 処 分 剰 余 金	15,635,926,903	15,914,334,220
積 立 金 取 崩 額	12,960,000	92,731,500
利 益 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	12,960,000	92,731,500
剰 余 金 処 分 額	5,181,438,503	5,179,306,718
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	181,438,503	179,306,718
特 別 積 立 金	5,000,000,000	5,000,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	10,467,448,400	10,827,759,002

(注) 普通出資に対する配当率：年 3%

令和 8 年 6 月 26 日開催の第 71 期通常総代会で報告を行った令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

経営者確認書

令和 7 年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和 8 年 6 月 29 日

東京信用金庫
理事長

増子 弘毅

主要な経営指標の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経 常 収 益 (千円)	15,414,935	15,013,899	15,617,515	16,549,256	26,253,718
経 常 利 益 (千円)	6,417,086	6,598,112	6,462,585	7,015,687	7,621,715
当 期 純 利 益 (千円)	4,602,790	4,726,477	4,633,559	5,021,639	5,446,885
出 資 総 額 (百万円)	6,185	6,137	6,101	6,088	5,995
出 資 総 口 数 (千口)	12,370	12,275	12,203	12,177	11,991
純 資 産 額 (百万円)	70,443	73,592	79,550	79,261	85,449
総 資 産 額 (百万円)	1,325,050	1,348,440	1,369,747	1,381,740	1,416,252
預 金 積 金 残 高 (百万円)	1,182,526	1,202,267	1,216,827	1,229,001	1,258,901
貸 出 金 残 高 (百万円)	747,934	755,362	761,029	771,928	795,984
有 価 証 券 残 高 (百万円)	200,588	165,396	164,934	159,345	192,280
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	9.84	9.92	10.30	11.18	11.30
出資に対する配当金 (千円)	185,000	183,670	182,575	181,438	179,306
(出資 1 口あたり) (円)	15	15	15	15	15
出 資 配 当 率 (%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
役 員 数 (人)	11	12	12	12	13
うち常勤役員数 (人)	8	9	9	9	10
職 員 数 (人)	663	636	618	629	637
会 員 数 (人)	39,115	38,798	38,505	38,263	37,996

(注) 自己資本比率については、令和 6 年度決算より、最終化されたバーゼルⅢを適用しております。

業務粗利益

〔単位：千円〕

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 収 支	13,942,714	15,393,003
資金運用収益	14,886,502	19,178,240
資金調達費用	943,788	3,785,237
役務取引等収支	558,798	585,292
役務取引等収益	931,656	955,907
役務取引等費用	372,857	370,615
その他業務収支	18,327	△ 5,885,624
その他業務収益	25,474	118,872
その他業務費用	7,147	6,004,497
業 務 粗 利 益	14,519,840	10,092,671
業 務 粗 利 益 率	1.08%	0.73%

- (注) 1. 業務粗利益率

$$= \frac{\text{業 務 粗 利 益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

〔単位：千円〕

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
業 務 純 益	6,515,237	1,781,390
実 質 業 務 純 益	6,515,237	1,782,889
コ ア 業 務 純 益	6,515,203	7,758,828
コ ア 業 務 純 益 (除く投資信託解約損益)	6,515,203	7,758,828

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

役務取引等収支の状況

〔単位：千円〕

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
役 務 取 引 等 収 益	931,656	955,907
受入為替手数料	428,457	433,578
その他の受入手数料	503,198	522,328
役 務 取 引 等 費 用	372,857	370,615
支払為替手数料	118,499	119,189
その他の支払手数料	51,858	52,242
その他の役務取引等費用	202,499	199,183

その他業務収支の状況

〔単位：千円〕

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
そ の 他 業 務 収 益	25,474	118,872
外国為替売買益	3,005	4,316
商品有価証券売買益	24	25
国債等債券償還益	33	20,297
その他の業務収益	22,411	94,233
そ の 他 業 務 費 用	7,147	6,004,497
国債等債券売却損	—	5,996,235
その他の業務費用	7,147	8,261



主要な業務の状況

資金運用収支の内訳

〔単位は平均残高：百万円、利息：千円、利回り：％〕

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 勘 定	平均残高	1,336,890	1,365,820
	利 息	14,886,502	19,178,240
	利 回 り	1.11	1.40
う ち 貸 出 金	平均残高	756,700	771,246
	利 息	12,930,861	15,415,067
	利 回 り	1.70	1.99
う ち 預 け 金	平均残高	407,108	419,740
	利 息	866,483	2,390,274
	利 回 り	0.21	0.56
うちコールローン	平均残高	1,006	589
	利 息	6,981	5,782
	利 回 り	0.69	0.98
うち買入金銭債権	平均残高	280	587
	利 息	2,115	5,185
	利 回 り	0.75	0.88
う ち 有 価 証 券	平均残高	166,431	168,297
	利 息	989,578	1,246,768
	利 回 り	0.59	0.74
資 金 調 達 勘 定	平均残高	1,275,516	1,299,983
	利 息	943,788	3,785,237
	利 回 り	0.07	0.29
う ち 預 金 積 金	平均残高	1,215,414	1,241,601
	利 息	919,206	3,680,368
	利 回 り	0.07	0.29
う ち 借 用 金	平均残高	60,000	58,292
	利 息	24,130	104,451
	利 回 り	0.04	0.17

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金平均残高（令和 6 年度 765 百万円、令和 7 年度 781 百万円）を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の分析

〔単位：千円〕

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	296,228	1,109,561	1,405,789	328,580	3,963,158	4,291,738
う ち 貸 出 金	231,979	552,935	784,914	252,875	2,231,331	2,484,206
う ち 預 け 金	9,618	585,915	595,533	27,706	1,496,085	1,523,791
うちコールローン	2	1,716	1,718	△ 4,086	2,887	△ 1,199
うち買入金銭債権	454	399	853	2,658	412	3,070
う ち 有 価 証 券	△ 5,810	28,325	22,515	11,210	245,980	257,190
支 払 利 息	4,263	712,196	716,459	18,449	2,823,000	2,841,449
う ち 預 金 積 金	4,471	687,849	692,320	20,229	2,740,933	2,761,162
う ち 借 用 金	—	24,130	24,130	△ 3,059	83,380	80,321

- (注) 1. 残高および利率の増減割合が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

〔単位：％〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
総資産経常利益率	0.51	0.54
総資産当期純利益率	0.36	0.38

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

利鞘

〔単位：％〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 利 回	1.11	1.40
資 金 調 達 原 価 率	0.70	0.93
総 資 金 利 鞘	0.41	0.47

預金に関する指標

預金・譲渡性預金平均残高

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
流動性預金	462,850	469,280
うち有利息預金	403,728	411,660
定期性預金	749,191	769,095
うち固定金利定期預金	695,140	719,116
うち変動金利定期預金	4	4
その他	3,371	3,225
計	1,215,414	1,241,601
譲渡性預金	—	—
合計	1,215,414	1,241,601

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
定期預金	681,744	717,211
固定金利定期預金	681,740	717,206
変動金利定期預金	4	4
その他	—	—

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高および構成比

〔単位：百万円、％〕

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
割引手形	2,248	0.2	1,590	0.2
手形貸付	26,368	3.4	24,624	3.1
証書貸付	724,233	95.7	740,922	96.0
当座貸越	3,849	0.5	4,109	0.5
合計	756,700	100.0	771,246	100.0

貸出金業種別残高内訳

〔単位：先、百万円、％〕

業 種	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
	貸 出 先 数	残 高	構 成 比	貸 出 先 数	残 高	構 成 比
製 造 業	608	31,951	4.1	572	29,846	3.7
農 業、林 業	2	0	0.0	2	47	0.0
建 設 業	1,606	68,481	8.8	1,603	65,428	8.2
電気・ガス・熱供給・水道業	9	255	0.0	7	260	0.0
情 報 通 信 業	372	8,802	1.1	367	8,709	1.0
運 輸 業、郵 便 業	200	14,471	1.8	202	17,246	2.1
卸 売 業、小 売 業	1,332	44,722	5.7	1,299	49,329	6.1
金 融 業、保 険 業	36	14,664	1.8	37	14,412	1.8
不 動 産 業	504	98,889	12.8	487	115,850	14.5
不 動 産 賃 貸 業	1,787	294,507	38.1	1,748	289,903	36.4
物 品 賃 貸 業	26	2,393	0.3	28	2,683	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	579	11,013	1.4	602	15,713	1.9
宿 泊 業	49	11,304	1.4	53	10,762	1.3
飲 食 業	876	11,887	1.5	842	14,171	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	598	26,032	3.3	580	27,321	3.4
教 育、学 習 支 援 業	103	7,127	0.9	100	6,419	0.8
医 療、福 祉	490	17,798	2.3	493	19,703	2.4
そ の 他 の サ ー ビ ス	650	32,647	4.2	608	30,420	3.8
地 方 公 共 団 体	4	968	0.1	5	807	0.1
個 人	6,483	74,006	9.5	6,208	76,944	9.6
合計	16,314	771,928	100.0	15,843	795,984	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



事業の状況

固定金利・変動金利の貸出金残高

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
貸 出 金	771,928	795,984
うち変動金利	518,314	564,761
うち固定金利	253,614	231,222

消費者ローン・住宅ローン残高

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
消 費 者 ロ ー ン	3,361	3,463
住 宅 ロ ー ン	51,482	49,976
合 計	54,844	53,440

貸出金使途別残高

〔単位：百万円、％〕

	令和 7 年 3 月末		令和 8 年 3 月末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
設 備 資 金	491,412	63.6	504,555	63.3
運 転 資 金	280,516	36.3	291,428	36.6
合 計	771,928	100.0	795,984	100.0

会員・会員外貸出金残高

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
会 員	748,788	771,068
会 員 外	23,140	24,915
合 計	771,928	795,984

貸出金の担保別内訳

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金	13,146	12,580
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	485,295	517,499
そ の 他	—	—
小 計	498,441	530,080
信用保証協会・信用保険	130,998	124,373
保 証	106,753	93,932
信 用	35,735	47,598
合 計	771,928	795,984

債務保証見返の担保別内訳

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金	3	3
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	143	87
そ の 他	—	—
小 計	147	91
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	368	436
信 用	65	—
合 計	580	527

貸倒引当金内訳

〔単位：百万円〕

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	200	22	—	200	22	22	23	—	22	23
個 別 貸 倒 引 当 金	3,328	1,658	1,148	2,180	1,658	1,658	1,355	311	1,347	1,355
合 計	3,528	1,681	1,148	2,380	1,681	1,681	1,379	311	1,369	1,379

貸出金償却の額

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

預貸率

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金（期末残高）(A)	771,928	795,984
預 金（期末残高）(B)	1,229,001	1,258,901
預 貸 率	(A / B)	62.80%
	期 中 平 均	62.25%
		62.11%

（注）預金には定期積金を含んでおります。

有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
商 品 国 債	0	—
商 品 地 方 債	—	—
商 品 政 府 保 証 債	—	—
合 計	0	—

有価証券の残存期間別残高

〔単位：百万円〕

区 分		1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和 6 年度	—	—	—	26,404	13,984	23,916	—	64,304
	令和 7 年度	42,937	—	33,742	9,065	12,001	3,645	—	101,391
地 方 債	令和 6 年度	10,087	—	—	—	3,374	—	—	13,462
	令和 7 年度	—	870	3,033	3,109	8,712	—	—	15,726
社 債	令和 6 年度	774	10,080	13,595	14,027	14,329	—	—	52,808
	令和 7 年度	3,064	9,376	20,477	10,006	8,721	—	—	51,646
株 式	令和 6 年度	—	—	—	—	—	—	2,199	2,199
	令和 7 年度	—	—	—	—	—	—	3,035	3,035
外 国 証 券	令和 6 年度	—	12,000	—	—	—	—	—	12,000
	令和 7 年度	12,000	—	—	—	—	—	—	12,000
その他の証券	令和 6 年度	—	—	265	—	—	—	14,305	14,571
	令和 7 年度	—	233	—	—	—	—	8,247	8,480

有価証券残高および平均残高

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	64,304	72,855	101,391	77,419
地 方 債	13,462	17,773	15,726	14,604
社 債	52,808	53,865	51,646	55,462
株 式	2,199	1,162	3,035	1,223
外 国 証 券	12,000	12,000	12,000	12,000
そ の 他 の 証 券	14,571	8,773	8,480	7,587
合 計	159,345	166,431	192,280	168,297

預証率

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
有価証券（期末残高）(A)	159,345	192,280
預 金（期末残高）(B)	1,229,001	1,258,901
預 証 率	(A / B)	12.96%
	期 中 平 均	13.69%
		15.27%
		13.55%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



事業の状況

公共債引受額

該当する取引はありません。

公共債ディーリング実績（売買高）

〔単位：億円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
公共債ディーリング	0	0

国際業務に関する指標

外国為替取扱高

〔単位：千米ドル、％〕

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	取 扱 高	構 成 比	取 扱 高	構 成 比
輸 出	1,481	7.0	1,227	6.7
輸 入	5,932	28.1	4,382	24.1
貿 易 外 受 取	10,907	51.7	4,947	27.2
貿 易 外 支 払	2,764	13.1	7,584	41.8
合 計	21,084	100.0	18,140	100.0

外貨建資産残高

〔単位：千米ドル〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
外 貨 建 資 産 残 高	503	576

その他の業務に関する指標

内国為替取扱実績

〔単位：件、百万円〕

		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
仕 向 為 替	送金、振込	1,186,262	1,242,774	1,205,599	1,205,069
	代金取立	2	12	3	0
被仕向為替	送金、振込	1,142,234	1,943,236	1,162,727	1,291,243
	代金取立	—	—	1	0

代理貸付の残高および構成比

〔単位：百万円、％〕

	令和 7 年 3 月末		令和 8 年 3 月末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
信 金 中 央 金 庫	94	4.8	79	4.2
独立行政法人住宅金融支援機構	1,763	90.3	1,663	88.8
独立行政法人福祉医療機構	30	1.5	25	1.3
独立行政法人中小企業基盤整備機構	64	3.2	103	5.5
合 計	1,952	100.0	1,872	100.0

財産の状況に関する事項

信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

〔単位：百万円〕

区 分		開示残高 (a)		保全額 (b)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
				担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 6 年度	2,776	2,776	1,318	1,457	100.00%	100.00%
	令和 7 年度	2,877	2,877	1,711	1,165	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和 6 年度	11,286	10,808	10,607	201	95.76%	29.61%
	令和 7 年度	9,432	9,061	8,871	190	96.06%	33.87%
要 管 理 債 権	令和 6 年度	1,340	742	742	—	55.35%	—
	令和 7 年度	1,058	552	552	—	52.15%	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和 6 年度	0	0	0	—	100.00%	—
	令和 7 年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和 6 年度	1,340	742	742	—	55.35%	—
	令和 7 年度	1,058	552	552	—	52.15%	—
小 計 (A)	令和 6 年度	15,403	14,326	12,668	1,658	93.01%	60.64%
	令和 7 年度	13,369	12,491	11,135	1,355	93.43%	60.71%
正 常 債 権 (B)	令和 6 年度	757,472					
	令和 7 年度	783,563					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和 6 年度	772,875					
	令和 7 年度	796,932					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。



事業の状況

有価証券の時価情報等

有価証券の時価および評価損益

金融商品に関する会計基準の適用により、有価証券は保有目的別に「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社株式および関連会社株式」、「その他有価証券」の4種類に分類されます。

1. 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

〔単位：百万円〕

	種 類	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	12,000	11,417	△ 582	12,000	11,618	△ 381
	小 計	12,000	11,417	△ 582	12,000	11,618	△ 381
合 計		12,000	11,417	△ 582	12,000	11,618	△ 381

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

〔単位：百万円〕

	種 類	令和 7 年 3 月末			令和 8 年 3 月末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,743	735	1,007	2,691	848	1,842
	債券	392	391	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	300	300	0	—	—	—
	社債	92	91	0	—	—	—
	その他	12,232	6,671	5,560	6,894	2,330	4,563
	小 計	14,368	7,799	6,568	9,585	3,178	6,406
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	268	295	△ 27	156	183	△ 26
	債券	130,182	141,577	△ 11,394	168,764	178,537	△ 9,773
	国債	64,304	72,887	△ 8,583	101,391	106,751	△ 5,359
	地方債	13,162	13,399	△ 237	15,726	16,578	△ 851
	社債	52,716	55,289	△ 2,573	51,646	55,208	△ 3,561
	その他	2,952	3,073	△ 120	2,143	2,270	△ 127
	小 計	133,403	144,946	△ 11,542	171,064	180,991	△ 9,927
合 計		147,771	152,746	△ 4,974	180,649	184,170	△ 3,520

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記「その他」は投資信託、その他の証券および買入金銭債権です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等

〔単位：百万円〕

	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
子 会 社 株 式	30	30
非 上 場 株 式	156	156
信 金 中 金 出 資 金	5,315	5,315
合 計	5,501	5,501

金銭の信託

該当する取引はありません。

デリバティブ取引の状況

該当する取引はありません。

余裕資金は日銀、信金中金への預け入れや有価証券等で運用しております。運用に当っては、ALM・リスク管理委員会（毎月開催）や市場資産運用方針会議（四半期開催）等において、安全性、流動性、収益性の観点から総合的な検討を行い、その結果に基づき適正に管理・運用を行っております。また、保有証券の時価や格付は、市場関連リスクの管理を担当する部署によって日次ベースでモニタリングするなど、安全な資産の運用を心がけております。

報酬等に関する事項

役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算出方法 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

〔単位：百万円〕

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	295

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」192百万円、「賞与」67百万円、「退職慰労金」36百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号および第6号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。



連結決算

子会社に関する事項

株式会社東信ビルディング

所在地 東京都板橋区板橋 2-67-8

主要業務内容 ・不動産の賃貸、不動産の維持・管理
・駐車場の経営および駐車場設備の管理
・建物および附帯設備の清掃、管理
・上記に付随または関連する業務

設立年月日 平成4年3月3日

資本金 3,000 万円

当金庫出資比率 100%

○連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社および子法人等 1 社
会社名 株式会社東信ビルディング
(2) 非連結の子会社および子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等、
関連法人等 該当ありません。
(2) 持分法非適用の非連結の子会社および子法人等、
関連法人等 該当ありません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりであります。
3 月末日 1 社

4. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

5. 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

連結会計年度の事業概況

政策金利の引き上げに伴う預金金利の上昇があったものの貸出金利、預け金利も上昇したことにより貸出金利息、預け金利息が増収となったことにより、経常利益は前期比 607 百万円増益の 7,641 百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても前期比 426 百万円増益の 5,460 百万円となりました。

主要な連結経営指標の推移

〔単位：百万円〕

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収益	15,439	15,040	15,643	16,575	26,281
経常利益	6,440	6,621	6,480	7,033	7,641
親会社株主に帰属する当期純利益	4,617	4,734	4,645	5,033	5,460
純資産額	69,870	73,027	78,996	78,719	84,920
総資産額	1,324,449	1,347,855	1,369,176	1,381,213	1,415,725
自己資本比率	9.76%	9.84%	10.23%	11.10%	11.23%

(注) 自己資本比率については、令和 6 年度決算より、最終化されたバーゼルⅢを適用しております。

セグメント情報

○事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に不動産業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結信用金庫法開示債権

〔単位：百万円〕

区分	令和 6 年度	令和 7 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,776	2,877
危険債権	11,286	9,432
三月以上延滞債権	0	—
貸出条件緩和債権	1,340	1,058
小計 (A)	15,403	13,369
正常債権 (B)	756,702	782,825
総与信残高 (A) + (B)	772,105	796,194

(注) 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

連結貸借対照表

資産

〔単位：百万円〕

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
(資産の部)		
現金及び預け金	418,470	395,851
買入手形及びコールローン	1,005	6
買入金銭債権	613	556
有価証券	159,315	192,250
貸出金	771,158	795,246
外国為替	55	70
その他の資産	7,302	8,261
有形固定資産	20,702	21,104
建物	2,508	2,552
土地	17,620	17,620
リース資産	374	318
建設仮勘定	14	429
その他の有形固定資産	185	183
無形固定資産	310	266
ソフトウェア	213	190
リース資産	68	48
その他の無形固定資産	28	28
繰延税金資産	3,379	2,963
債務保証見返	580	527
貸倒引当金	△1,681	△1,379
資産の部合計	1,381,213	1,415,725

負債及び純資産

〔単位：百万円〕

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
(負債の部)		
預金積金	1,228,969	1,258,850
借入金	60,000	56,900
外国為替	24	7
その他の負債	4,856	6,436
賞与引当金	538	568
退職給付に係る負債	3,851	3,724
役員退職慰労引当金	288	325
睡眠預金払戻損失引当金	51	35
偶発損失引当金	158	175
再評価に係る繰延税金負債	3,173	3,253
債務保証	580	527
負債の部合計	1,302,493	1,330,804
(純資産の部)		
出資金	6,088	5,995
利益剰余金	68,835	74,114
処分未済持分	△58	△36
会員勘定合計	74,865	80,073
その他有価証券評価差額金	△3,586	△2,513
土地再評価差額金	7,440	7,360
評価・換算差額等合計	3,853	4,847
純資産の部合計	78,719	84,920
負債及び純資産の部合計	1,381,213	1,415,725

連結損益計算書

〔単位：千円〕

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	16,575,101	26,281,603
資金運用収益	14,866,741	19,159,541
貸出金利	12,911,099	15,396,364
預け金利	866,484	2,390,278
買入手形利息及びコールローン利息	6,981	5,782
有価証券利息配当金	989,578	1,246,768
その他の受入利息	92,598	120,347
役務取引等収益	903,834	928,087
その他業務収益	25,474	118,872
その他経常収益	779,050	6,075,101
貸倒引当金戻入益	698,931	—
償却債権取立益	400	—
その他の経常収益	79,718	6,075,101
経常費用	9,541,262	18,639,815
資金調達費用	943,745	3,785,139
預金利息	915,635	3,659,721
給付補填備金繰入額	3,549	20,569
借入金利息	24,108	104,430
その他の支払利息	451	417
役務取引等費用	372,857	370,615
その他業務費用	7,147	6,004,497
経常費用	8,089,606	8,417,616
その他経常費用	127,905	61,947
貸倒引当金繰入額	—	10,212
その他の経常費用	127,905	51,734
経常利益	7,033,838	7,641,787

科 目	令和6年度	令和7年度
特別利益	7	1
固定資産処分益	7	1
特別損失	183,461	122,070
固定資産処分損	183,461	122,070
税金等調整前当期純利益	6,850,384	7,519,719
法人税、住民税及び事業税	1,732,481	2,024,614
法人税等調整額	84,000	35,000
法人税等合計	1,816,481	2,059,614
当期純利益	5,033,902	5,460,105
親会社株主に帰属する当期純利益	5,033,902	5,460,105

連結損益計算書の注記（令和7年度）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 452円63銭

連結剰余金計算書

〔単位：千円〕

科 目	令和6年度	令和7年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	63,984,643	68,835,974
利益剰余金増加高	5,033,902	5,460,105
親会社株主に帰属する当期純利益	5,033,902	5,460,105
利益剰余金減少高	182,572	181,435
配当金	182,572	181,435
利益剰余金期末残高	68,835,974	74,114,644



連結決算

連結貸借対照表の注記（令和 8 年 3 月末）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法〔ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
・建物 19 年～50 年
・その他 2 年～20 年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法〔ただし、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については定額法〕により償却しております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和 4 年 4 月 14 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部の協力の下にリスク管理部が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額 1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746 百万円
差引額 △ 31,890 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月分） 0.3182%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 65 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,379 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 8. に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,248 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 16,150 百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 226 百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,877 百万円
危険債権額 9,432 百万円
三月以上延滞債権額 ー 百万円
貸出条件緩和債権額 1,058 百万円
合計額 13,369 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和 4 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,300 百万円であります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。
・担保に供している資産 有価証券 68,427 百万円
・担保資産に対応する債務 預金 2,464 百万円
借入金 56,900 百万円
上記のほか、内国為替決済、外為決済等の取引の担保として、預け金 28,210 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金 163 百万円及び敷金 201 百万円が含まれております。
なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は 9 百万円であります。
- 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
・再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
・同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算定しております。
- 出資 1 口当たりの純資産額 7,125 円 53 銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしています。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

運用に当っては、ALM・リスク管理委員会（毎月開催）や市場資産運用方針会議（四半期開催）等において、安全性、流動性、収益性の観点から総合的な検討を行い、その結果に基づき適正に管理・運用を行っています。また、保有証券の時価や格付は、市場関連リスクの管理を担当する部署によって日々ベースでモニタリングするなど、安全な資産の運用に心がけております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、国際資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場資産運用方針会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余剰資金運用規程に従い行われております。このうち、国際資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びALM・リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余剰資金運用基準に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産のうち「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券（市場価格のない株式等を除く）」、「貸出金」、及び金融負債のうち「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫グループのVaRは分散共分散法（保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,115百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金、コールローン、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

〔単位：百万円〕			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	385,914	385,898	△15
(2) 有価証券	192,093	191,711	△381
満期保有目的の債券	12,000	11,618	△381
その他有価証券	180,093	180,093	—
(3) 貸出金（※1）	795,246		
貸倒引当金（※2）	△1,379		
	793,866	792,117	△1,748
金融資産計	1,371,874	1,369,727	△2,146
(1) 預金積金	1,258,850	1,259,079	229
(2) 借入金	56,900	56,974	74
金融負債計	1,315,750	1,316,053	303

（※1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

〔注1〕金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外の貸出金については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONA、円金利スワップレート）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

〔注2〕市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

〔単位：百万円〕	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	156
信金中金出資金（※1）	5,315
合 計	5,471

（※1）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



連結決算

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
預け金	244,904	139,010	2,000	—
有価証券	58,105	71,874	56,400	5,000
満期保有目的の債券	12,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	46,105	71,874	56,400	5,000
貸出金 (※)	146,033	224,528	128,227	300,474
合 計	449,042	435,412	186,627	305,474

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
預金積金 (※)	1,210,675	48,019	—	155
借入金	36,700	20,200	—	—
合 計	1,247,375	68,219	—	155

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 27. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	そ の 他	12,000	11,618	△ 381
	外国証券	12,000	11,618	△ 381
	小 計	12,000	11,618	△ 381
合 計		12,000	11,618	△ 381

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,691	848	1,842
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	6,894	2,330	4,563
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	9,585	3,178	6,406
	株 式	156	183	△ 26
	債 券	168,764	178,537	△ 9,773
	国 債	101,391	106,751	△ 5,359
	地 方 債	15,726	16,578	△ 851
	社 債	51,646	55,208	△ 3,561
合 計	そ の 他	2,143	2,270	△ 127
	小 計	171,064	180,991	△ 9,927
合 計		180,649	184,170	△ 3,520

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	18,920	—	5,996
国債	18,920	—	5,996
その他	13,100	6,000	—
合 計	32,021	6,000	5,996

バーゼルⅢの最終化について

最終化されたバーゼルⅢ（バーゼルⅢの最終化）を踏まえた、新たな自己資本比率規制が、内部モデルを採用しない国内基準行に、令和7年3月末より導入されました。

今回の改正は、自己資本比率算定上の分母であるリスク・アセットの計測方法の見直しを主な目的としたものです。例えば、信用リスクの標準的手法を見直しています。標準的手法では、与信額に相当するエクスポージャーの金額に、エクスポージャーの種類に応じた掛け目（リスク・ウェイト）を乗じてリスク・アセットを算出しますが、法人等向け、金融機関向け、株式などで、リスク・ウェイトが見直されています。また、不動産向けエクスポージャーは5区分に細分化されたうえで、リスク・ウェイトの決定方法が、原則として、ローン残高を担保物件の価値で割ったLTV（Loan To Value）比率に応じたリスク・ウェイトとされました。また、オペレーショナル・リスクも新しい標準的手法に一本化され、「事業規模要素（BIC）」の額に「内部損失乗数（ILM）」を乗じて得た額により、算出されることとなりました。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

自己資本の調達手段としては、令和7年度末の自己資本額のうち、当金庫が毎期の利益を積み立てているもの以外では、お客さまからお預りしている普通出資金5,995百万円が該当いたします。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫の自己資本は、優先出資等による資本支援を一切受入れていない正味の自己資本です。

なお、自己資本は、業務推進を通じて計上いたします毎期の利益を積上げることで、確実な増加に努めております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・クレジットポリシー等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。また、信用リスクポートフォリオ分析等に的確に対応するため、「総合信用リスク管理システム」による信用リスク管理の高度化に努めております。

信用コストである貸倒引当金に関しましては、「自己査定基準」および「償却および引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先は優良担保等回収可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率を乗じる等により算出した額を、実質破綻先および破綻先につきましては、回収可能見込額を除いた残額全てをそれぞれ引当計上しております。

なお、算出結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

② リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）等

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫は、担保または保証に過度に依存しない融資の採上げに徹しております。なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なご説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等および「担保・保証評価基準」等により、適切な事務取り扱いおよび適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として現金、自金庫預金、国債等、保証として国、地方公共団体等、その他未担保預金等が該当いたします。

また、信用リスク削減手法の適用は、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

なお、派生商品取引は該当ありません。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。



自己資本の充実の状況

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを、優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環として、投資家としての立場で証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスクおよび市場リスクが内包されておりますが、投資方針の中で定める「余裕資金運用規程」に基づき、一定の信用力を有するものに限って投資対象とするなど、適正な運用・管理を行っております。

② 体制の整備および運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資判断については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が、投資期間を通じて継続的にまたは適時に入手可能であることを市場担当部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経て、市場資産運用方針会議等で協議することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場担当部門において当該証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る情報を証券会社等から定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

④ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産および金融負債の発生および消滅の認識、その評価および会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品に関する会計基準」、当金庫が定める「経理事務取扱規程」、「時価の算定基準」等に則った、適切な処理を行っております。

⑤ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）等

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針および手続の概要（詳しくは4～5頁をご覧ください。）

当金庫は、オペレーショナル・リスクにおける、事務リスク、システムリスク、その他のリスクについて、それぞれリスク管理規程を制定し、管理体制や管理方法を定め、対応いたしております。

また、これらのリスクに関しましては、ALM・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤役員会等において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

② BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）および金融商品要素（FC）の合計であらわされる事業規模指標をBIとしております。

③ ILMの算出方法

ILMの値に1を用いる方法を採用しております。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

(8) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、投資信託等が該当いたします。

上場株式、上場優先出資証券、投資信託等にかかるリスクについては、時価評価および一定のストレス的な株価等の下落を想定し、これにより発生する損失額を試算するとともに、運用状況等を、ALM・リスク管理委員会、市場資産運用方針会議に諮り投資環境の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

(9) 金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続の概要

(i) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、重要性を踏まえて、ALMによって金利の変動リスクを計測・管理しております。ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii) リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、金利リスクとしてVaR（バリュー・アット・リスク）や銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）の Δ EVE（注1）、 Δ NII（注2）を計測し管理しております。

統合リスク管理では、VaRで計測される金利リスク量が、信用リスク量やその他のリスク量と共にリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(iii) 金利リスク計測の頻度

VaRは月次、IRRBB（ Δ EVE、 Δ NII）は四半期の頻度にて計測しております。

②金利リスクの算定手法の概要

(i) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

イ. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

ロ. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

ハ. 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

ニ. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

ホ. 複数の通貨の集計方法およびその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。

ヘ. スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なし、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

ト. 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

チ. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

令和8年3月末の Δ EVEで計測した金利リスク量は、運用デュレーションの短縮化を主な要因として、前年度比減少しております。

Δ NIIで計測した金利リスク量は、変動金利扱の貸出金比率が上昇したこと等により、前年度比増加しております。

リ. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の自己資本に対する Δ EVEの割合は20%を下回っており、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。

(ii) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

イ. 金利ショックに関する説明

当金庫では、 Δ EVE、 Δ NII以外の金利リスク計測は主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用いており、VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。

ロ. 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

統合リスク管理では、VaRで計測される金利リスク量が、信用リスク量やその他のリスク量と共にリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

VaRについては、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年とし算出しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。



自己資本の充実の状況

2. 自己資本の構成に関する開示事項

〔単位：百万円〕

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	75,225	80,422
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,088	5,995
うち、利益剰余金の額	69,377	74,642
うち、外部流出予定額 (△)	181	179
うち、上記以外に該当するものの額	△ 58	△ 36
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	180	199
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	180	199
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	75,406	80,621
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	224	190
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	224	190
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	224	190
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	75,182	80,431
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	650,036	688,115
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,315	23,374
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	672,352	711,490
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.18%	11.30%

〔注〕 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

3. 定量的な開示事項（単体）

(1) 自己資本の充実度に関する事項

〔単位：百万円〕

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	650,036	26,001	688,115	27,524
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	642,097	25,683	684,034	27,361
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	50,386	2,015	52,017	2,080
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,957	118	2,927	117
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	129,006	5,160	136,173	5,446
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	26,833	1,073	27,758	1,110
トランザクター向け	246	9	195	7
不動産関連向け	391,336	15,653	424,712	16,988
自己居住用不動産等向け	17,072	682	17,046	681
賃貸用不動産向け	146,314	5,852	142,974	5,718
事業用不動産関連向け	214,703	8,588	253,627	10,145
その他不動産関連向け	13,245	529	11,063	442
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	11,456	458	10,341	413
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	384	15	295	11
取立未済手形	93	3	84	3
信用保証協会等による保証付	9,294	371	8,589	343
株式等	1,469	58	1,910	76
上記以外	21,787	871	22,101	884
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,529	221	5,529	221
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,192	207	5,080	203
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	750	30	750	30
上記以外のエクスポージャー	10,314	412	10,741	429
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,938	317	4,081	163
ルック・スルー方式	7,938	317	4,081	163
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,315	892	23,374	934
BI	14,877		15,583	
BIC	1,785		1,869	
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	672,352	26,894	711,490	28,459

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%



自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

〔単位：百万円〕

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメントおよびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内		1,432,360	1,467,488	849,712	870,640	142,086	178,744	—	—	8,290	7,328
国 外		12,012	12,015	—	—	12,012	12,015	—	—	—	—
地 域 別 合 計		1,444,372	1,479,504	849,712	870,640	154,098	190,760	—	—	8,290	7,328
製 造 業		61,954	59,613	32,074	30,233	29,136	28,636	—	—	203	368
農 業、林 業		0	47	0	47	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
建 設 業		81,197	68,820	79,780	67,403	1,401	1,401	—	—	463	391
電気・ガス・熱供給・水道業		2,903	3,411	267	271	2,605	3,109	—	—	—	—
情 報 通 信 業		10,596	10,306	8,783	8,748	1,602	1,402	—	—	34	21
運 輸 業、郵 便 業		20,100	22,781	14,882	17,561	5,099	5,101	—	—	1,046	1,029
卸 売 業、小 売 業		49,630	54,559	45,421	50,150	4,208	4,409	—	—	1,234	206
金 融 業、保 険 業		450,951	428,885	15,227	15,072	19,868	19,861	—	—	—	—
不 動 産 業		401,191	412,884	399,058	410,752	1,802	1,802	—	—	2,310	2,910
物 品 賃 貸 業		2,421	3,057	2,416	3,052	—	—	—	—	—	0
学術研究、専門・技術サービス業		9,836	24,080	9,836	24,080	—	—	—	—	82	22
宿 泊 業		11,268	10,731	11,265	10,728	—	—	—	—	783	774
飲 食 業		12,783	15,079	12,783	15,079	—	—	—	—	8	11
生活関連サービス業、娯楽業		26,655	28,156	26,655	28,156	—	—	—	—	1,039	620
教育、学 習 支 援 業		7,135	6,384	7,135	6,384	—	—	—	—	12	10
医 療、福 祉		19,776	21,683	19,776	21,683	—	—	—	—	37	38
そ の 他 の サ ー ビ ス		36,715	34,145	35,127	32,721	1,547	1,383	—	—	127	94
国・地方公共団体等		148,293	181,828	61,667	58,376	86,625	123,452	—	—	—	—
個 人		67,051	69,725	67,051	69,725	—	—	—	—	904	827
そ の 他		23,710	23,117	500	407	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		1,444,372	1,479,504	849,712	870,640	154,098	190,760	—	—	8,290	7,328
1 年 以 下		231,986	261,154	106,349	121,182	10,882	58,103	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		174,790	216,348	55,527	67,320	22,265	10,450	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		60,441	160,720	45,961	98,967	14,179	60,851	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		151,340	76,577	98,314	48,952	53,025	24,615	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		83,753	92,022	57,932	60,287	23,811	31,734	—	—		
10 年 超		514,467	477,925	484,532	472,921	29,934	5,004	—	—		
期間の定めのないもの		227,593	194,756	1,093	1,009	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		1,444,372	1,479,504	849,712	870,640	154,098	190,760	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーで、現金、令和6年度 10,817 百万円、令和7年度 9,936 百万円を含みます。

4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

〔単位：百万円〕

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	200	22	—	200	22
	令和7年度	22	23	—	22	23
個別貸倒引当金	令和6年度	3,328	1,658	1,148	2,180	1,658
	令和7年度	1,658	1,355	311	1,347	1,355
合 計	令和6年度	3,528	1,681	1,148	2,380	1,681
	令和7年度	1,681	1,379	311	1,369	1,379

(注) 当金庫では、自己資本比率算定に当たり、偶発損失引当金・投資損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

③業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

〔単位：百万円〕

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	907	372	19	53	93	215	461	9	372	200	93	215
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	164	169	9	0	—	—	4	13	169	155	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	48	48	—	0	—	—	0	—	48	48	—	—
運 輸 業、郵 便 業	8	8	0	0	—	—	0	0	8	8	—	—
卸 売 業、小 売 業	58	62	9	0	2	—	2	9	62	53	2	—
金 融 業、保 険 業	1	1	—	—	—	—	0	0	1	1	—	—
不 動 産 業	535	494	123	11	143	—	20	4	494	501	143	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	18	18	—	—	—	3	0	14	18	—	—	3
宿 泊 業	46	43	—	0	—	—	2	—	43	44	—	—
飲 食 業	2	2	—	—	—	—	0	0	2	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	994	10	0	△6	909	—	75	1	10	2	909	—
教 育、学 習 支 援 業	43	43	—	0	—	—	—	—	43	43	—	—
医 療、福 祉	1	1	—	—	—	—	0	0	1	1	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	445	334	—	0	—	92	110	1	334	240	—	92
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	51	47	0	9	—	—	4	4	47	51	—	—
合 計	3,328	1,658	162	68	1,148	311	683	59	1,658	1,355	1,148	311

(注) 1. 貸出金償却額には個別貸倒引当金の目的使用による取崩額、令和6年度 1,148 百万円、令和7年度 311 百万円を含みます。
 2. 当期増加額のマイナスは期中に業種が変更となったことによるものです。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



自己資本の充実の状況

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

[単位：百万円]

	令和6年度					リスク・ウェイト の加重平均値
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	10,817	—	10,817	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	258,035	60,026	258,035	60,026	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,359	—	15,359	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,042	—	1,042	—	50	5%
我が国の政府関係機関向け	614	—	614	—	—	0%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	252,404	—	252,404	—	50,386	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,233	—	12,233	—	2,957	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	188,950	11,533	181,508	1,425	129,006	71%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	42,390	7,457	38,781	662	26,833	68%
トランザクター向け	—	6,427	—	548	246	45%
不動産関連向け	472,482	58	465,758	58	391,336	84%
自己居住用不動産等向け	50,316	25	49,898	25	17,072	34%
賃貸用不動産向け	196,714	—	194,937	—	146,314	75%
事業用不動産関連向け	202,110	—	198,826	—	214,703	108%
その他不動産関連向け	23,341	33	22,095	32	13,245	60%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,778	—	7,759	—	11,456	148%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	512	—	511	—	384	75%
取立未済手形	465	—	465	—	93	20%
信用保証協会等による保証付	94,551	—	94,551	—	9,294	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,469	—	1,469	—	1,469	100%
合　　計					620,310	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランス額の合計額で除して算出した値のことです。

〔単位：百万円〕

		令和7年度					リスク・ウェイト の加重平均値
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金		9,936	—	9,936	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		260,800	56,941	260,800	56,941	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		18,058	—	18,058	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		933	—	933	—	50	5%
我が国の政府関係機関向け		347	—	347	—	—	0%
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		261,902	—	261,902	—	52,017	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,133	—	12,133	—	2,927	24%	
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		197,190	12,141	190,641	1,538	136,173	71%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		42,819	6,455	38,988	553	27,758	70%
トランザクター向け	—	5,191	—	433	195	45%	
不動産関連向け		496,672	51	490,032	50	424,712	87%
自己居住用不動産等向け	49,505	20	49,021	20	17,046	35%	
賃貸用不動産向け	193,043	—	191,612	—	142,974	75%	
事業用不動産関連向け	235,296	—	230,940	—	253,627	110%	
その他不動産関連向け	18,826	31	18,458	30	11,063	60%	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		6,995	—	6,971	—	10,341	148%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		333	—	333	—	295	89%
取立未済手形		421	—	421	—	84	20%
信用保証協会等による保証付		87,226	—	87,226	—	8,589	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		1,469	—	1,469	—	1,910	130%
合 計						661,932	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランス額の合計額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実の状況

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごととならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	10,817	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	318,061	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	15,359	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	542	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	614	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	232,777	—	18,123	—	—	—	1,001	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	7,123	—	5,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	35	—	—	22,634	—	—	—	—	—	—	—	—	27,929	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	548	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	548	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	18,002	4,594	48,765	—	13,532	—	3,528	—	33,003	3,198	—	37,472	—	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	18,002	4,594	9,079	—	—	—	3,528	—	—	3,198	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	39,686	—	13,532	—	—	—	33,003	—	—	15,344	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,128	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	465	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	1,606	92,945	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	347,038	93,445	—	273,879	4,594	66,889	—	13,532	—	4,530	—	33,551	31,136	—	37,472	—	

〔単位：百万円〕

		令和 6 年度															
		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,817
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	318,061
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,359
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,042
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	614
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501	—	—	—	—	252,404
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,233
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		499	0	—	105,997	—	—	25,837	—	—	—	—	—	—	—	—	182,934
特定貸付債権向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		—	28,370	—	—	—	—	10,525	—	—	—	—	—	—	—	—	39,444
トランザクター向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	548
不動産関連向け		48,544	20,480	—	—	26,407	—	—	48,398	93,761	—	—	66,124	—	—	—	465,816
自己居住用不動産等向け		10,200	1,320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,924
賃貸用不動産向け		—	19,160	—	—	—	—	—	48,398	—	—	—	25,811	—	—	—	194,937
事業用不動産関連向け		38,344	—	—	—	26,407	—	—	—	93,761	—	—	40,313	—	—	—	198,826
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,128
A D C 向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		—	—	—	—	—	—	104	—	—	—	—	7,646	—	—	—	7,759
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—	511	—	—	—	—	—	—	—	—	511
取立未済手形		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	465
信用保証協会等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94,551
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,469	—	—	—	1,469
合 計		49,044	48,850	—	105,997	26,407	—	36,977	48,398	93,761	—	—	74,272	1,469	—	—	1,391,252



自己資本の充実の状況

〔単位：百万円〕

	令和 7 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	9,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	317,742	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	18,058	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	433	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	243,072	—	18,328	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	7,122	—	5,010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	36	—	—	24,080	—	—	—	—	—	—	—	—	26,633	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	534	—	—	—	—	—	—	—	433	3,849	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	433	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	17,245	4,498	48,112	—	14,161	—	3,607	—	29,784	10,360	—	36,129	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	17,245	4,498	8,676	—	—	—	3,607	—	—	10,359	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	39,435	—	14,161	—	—	—	29,784	0	—	17,640	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,489	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	421	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,336	85,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	347,890	86,390	—	285,391	4,498	66,441	—	14,161	—	4,109	—	30,218	40,953	—	36,129	—

〔単位：百万円〕

		令和 7 年度															
		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,936
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	317,742
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,058
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	933
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	347
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	261,902
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,133
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		—	500	—	111,988	—	—	28,941	—	—	—	—	—	—	—	—	192,180
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		—	24,446	—	—	—	—	10,276	—	—	—	—	—	—	—	—	39,542
	トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	433
不動産関連向け		45,684	17,968	—	—	26,365	—	—	49,865	109,459	—	—	76,838	—	—	—	490,083
	自己居住用不動産等向け	3,497	1,155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,041
	賃貸用不動産向け	—	16,813	—	—	—	—	—	49,865	—	—	—	23,910	—	—	—	191,612
	事業用不動産関連向け	42,187	—	—	—	26,365	—	—	—	109,459	—	—	52,928	—	—	—	230,940
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,489
	A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		—	—	—	—	—	—	38	—	—	—	—	6,864	—	—	—	6,971
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—	—	—	—	—	333
取立未済手形		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	421
信用保証協会等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,226
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,469	—	—	1,469
合 計		45,684	42,915	—	111,988	26,365	—	39,514	49,865	109,459	—	—	83,703	1,469	—	—	1,427,151



自己資本の充実の状況

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

〔単位：百万円〕

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	740,363	60,032	100.00%	799,381
40%～70%	156,772	6,460	10.46%	155,236
75%	52,756	979	23.01%	49,350
80%	—	—	—	—
85%	112,340	885	18.89%	105,997
90%～100%	63,775	10,717	12.61%	63,384
105%～130%	144,251	—	—	142,160
150%	75,145	—	—	74,272
250%	1,469	—	—	1,469
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,346,875	79,075	78.97%	1,391,252

〔単位：百万円〕

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	748,161	56,947	100.00%	804,775
40%～70%	154,122	5,223	10.54%	157,094
75%	51,200	1,209	14.48%	42,915
80%	—	—	—	—
85%	117,463	1,685	15.77%	111,988
90%～100%	66,467	10,525	12.74%	65,880
105%～130%	161,731	—	—	159,324
150%	84,493	—	—	83,703
250%	1,469	—	—	1,469
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,385,110	75,590	78.42%	1,427,151

(注)「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

〔単位：百万円〕

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	26,525	13,210	—	23,815	12,128	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①派生商品取引で与信相当額の算出に用いる方式とグロス再構築コストの額の合計額

〔単位：百万円〕

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

②担保による信用リスク削減手法の適用はありません。

③長期決済期間取引は該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価等

〔単位：百万円〕

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,497	2,497	3,336	3,336
非 上 場 株 式 等	5,474	—	5,474	—
合 計	7,972	2,497	8,811	3,336

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
売 却 益	6	6,000
売 却 損	—	—
償 却	—	—

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	△ 4,974	△ 3,520

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	△ 582	△ 381

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	9,691	3,751
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

〔単位：百万円〕

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,567	9,444	△ 2,445	△ 1,375
2	下方パラレルシフト	0	0	2,834	1,225
3	スティープ化	5,730	8,375		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,567	9,444	2,834	1,225
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	80,431		75,182	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



自己資本の充実の状況

II. 連結における事業年度の開示事項

1. 定性的な開示事項（連結）

(1) 連結の範囲に関する事項

当金庫は、連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用する金融子会社（資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財務状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結の範囲から除いている金融子会社）はありません。

当金庫の連結財務諸表の対象会社（株式会社東信ビルディング）と、連結自己資本比率算定上の対象会社は相違いたしません。

(2) 連結グループにおける定性的な開示事項

連結グループにおける自己資本の充実の状況に係る定性的開示事項につきましては、単体に準じて管理しておりますので、単体開示事項をご参照ください。

2. 自己資本の構成に関する開示事項

〔単位：百万円〕

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	74,684	79,894
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,088	5,995
うち、利益剰余金の額	68,835	74,114
うち、外部流出予定額（△）	181	179
うち、上記以外に該当するものの額	△ 58	△ 36
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	180	199
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	180	199
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	74,865	80,093
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	224	190
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	224	190
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	224	190
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	74,641	79,903
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	649,653	687,647
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,244	23,303
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	671,897	710,950
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.10%	11.23%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

3. 定量的な開示事項（連結）

(1) 自己資本の充実度に関する事項

〔単位：百万円〕

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	649,653	25,986	687,647	27,505
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	641,714	25,668	683,566	27,342
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	50,386	2,015	52,017	2,080
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,957	118	2,927	117
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	128,457	5,138	136,039	5,441
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	26,833	1,073	27,758	1,110
トランザクター向け	246	9	195	7
不動産関連向け	391,261	15,650	424,169	16,966
自己居住用不動産等向け	17,072	682	17,046	681
賃貸用不動産向け	146,314	5,852	142,974	5,718
事業用不動産関連向け	214,703	8,588	253,084	10,123
その他不動産関連向け	13,171	526	11,063	442
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	11,456	458	10,341	413
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	384	15	295	11
取立未済手形	93	3	84	3
信用保証協会等による保証付	9,294	371	8,589	343
株式等	1,469	58	1,910	76
上記以外	22,027	881	22,310	892
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,529	221	5,529	221
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,192	207	5,080	203
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	750	30	750	30
上記以外のエクスポージャー	10,555	422	10,950	438
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,938	317	4,081	163
ルック・スルー方式	7,938	317	4,081	163
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,244	889	23,303	932
BI	14,829		15,535	
BIC	1,779		1,864	
ハ. 連結リスク・アセットの額の合計額及び連結総所要自己資本額（イ+ロ）	671,897	26,875	710,950	28,438

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%



自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

〔単位：百万円〕

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメントおよびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	1,431,833	1,466,961	848,942	869,902	142,086	178,744	—	—	8,290	7,328
国	外	12,012	12,015	—	—	12,012	12,015	—	—	—	—
地 域 別 合 計		1,443,845	1,478,976	848,942	869,902	154,098	190,760	—	—	8,290	7,328
製 造 業		61,954	59,613	32,074	30,233	29,136	28,636	—	—	203	368
農 業、 林 業		0	47	0	47	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
建 設 業		81,197	68,820	79,780	67,403	1,401	1,401	—	—	463	391
電気・ガス・熱供給・水道業		2,903	3,411	267	271	2,605	3,109	—	—	—	—
情 報 通 信 業		10,596	10,306	8,783	8,748	1,602	1,402	—	—	34	21
運 輸 業、 郵 便 業		20,100	22,781	14,882	17,561	5,099	5,101	—	—	1,046	1,029
卸 売 業、 小 売 業		49,630	54,559	45,421	50,150	4,208	4,409	—	—	1,234	206
金 融 業、 保 険 業		450,953	428,887	15,227	15,072	19,868	19,861	—	—	—	—
不 動 産 業		400,420	412,146	398,287	410,014	1,802	1,802	—	—	2,310	2,910
物 品 賃 貸 業		2,421	3,057	2,416	3,052	—	—	—	—	—	0
学術研究、専門・技術サービス業		9,836	24,080	9,836	24,080	—	—	—	—	82	22
宿 泊 業		11,268	10,731	11,265	10,728	—	—	—	—	783	774
飲 食 業		12,783	15,079	12,783	15,079	—	—	—	—	8	11
生活関連サービス業、娯楽業		26,655	28,156	26,655	28,156	—	—	—	—	1,039	620
教育、学 習 支 援 業		7,135	6,384	7,135	6,384	—	—	—	—	12	10
医 療、 福 祉		19,776	21,683	19,776	21,683	—	—	—	—	37	38
そ の 他 の サ ー ビ ス		36,715	34,145	35,127	32,721	1,547	1,383	—	—	127	94
国・地方公共団体等		148,293	181,828	61,667	58,376	86,625	123,452	—	—	—	—
個 人		67,051	69,725	67,051	69,725	—	—	—	—	904	827
そ の 他		23,951	23,327	500	407	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		1,443,845	1,478,976	848,942	869,902	154,098	190,760	—	—	8,290	7,328
1 年 以 下		231,988	260,539	106,349	120,566	10,882	58,103	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		174,790	216,324	55,527	67,296	22,265	10,450	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		60,441	160,696	45,961	98,943	14,179	60,851	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		151,340	76,553	98,314	48,928	53,025	24,615	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		83,753	91,986	57,932	60,251	23,811	31,734	—	—		
10 年 超		513,696	477,911	483,762	472,907	29,934	5,004	—	—		
期間の定めのないもの		227,834	194,965	1,093	1,009	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		1,443,845	1,478,976	848,942	869,902	154,098	190,760	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーで、現金、令和6年度 10,817 百万円、令和7年度 9,936 百万円を含みます。

4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

※単体における定量的な開示事項「(2) ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額」をご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

※単体における定量的な開示事項「(2) ③業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等」をご参照ください。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

〔単位：百万円〕

	令和6年度					リスク・ウェイト の加重平均値
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	10,817	—	10,817	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	258,035	60,026	258,035	60,026	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,359	—	15,359	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,042	—	1,042	—	50	5%
我が国の政府関係機関向け	614	—	614	—	—	0%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	252,406	—	252,406	—	50,386	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,233	—	12,233	—	2,957	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	188,304	11,533	180,862	1,425	128,457	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	42,390	7,457	38,781	662	26,833	68%
トランザクター向け	—	6,427	—	548	246	45%
不動産関連向け	472,358	58	465,634	58	391,261	84%
自己居住用不動産等向け	50,316	25	49,898	25	17,072	34%
賃貸用不動産向け	196,714	—	194,937	—	146,314	75%
事業用不動産関連向け	202,110	—	198,826	—	214,703	108%
その他不動産関連向け	23,217	33	21,971	32	13,171	60%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,778	—	7,759	—	11,456	148%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	512	—	511	—	384	75%
取立未済手形	465	—	465	—	93	20%
信用保証協会等による保証付	94,551	—	94,551	—	9,294	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,469	—	1,469	—	1,469	100%
合 計					619,686	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランス額の合計額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実の状況

〔単位：百万円〕

	令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	9,936	—	9,936	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	260,800	56,941	260,800	56,941	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	18,058	—	18,058	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	933	—	933	—	50	5%
我が国の政府関係機関向け	347	—	347	—	—	0%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	261,904	—	261,904	—	52,017	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,133	—	12,133	—	2,927	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	197,056	12,141	190,507	1,538	136,039	71%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	42,819	6,455	38,988	553	27,758	70%
トランザクター向け	—	5,191	—	433	195	45%
不動産関連向け	496,068	51	489,428	50	424,169	87%
自己居住用不動産等向け	49,505	20	49,021	20	17,046	35%
賃貸用不動産向け	193,043	—	191,612	—	142,974	75%
事業用不動産関連向け	234,692	—	230,336	—	253,084	110%
その他不動産関連向け	18,826	31	18,458	30	11,063	60%
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	6,995	—	6,971	—	10,341	148%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	333	—	333	—	295	89%
取立未済手形	421	—	421	—	84	20%
信用保証協会等による保証付	87,226	—	87,226	—	8,589	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,469	—	1,469	—	1,910	130%
合　　計					661,255	

（注）1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランス額の合計額で除して算出した値のことです。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	10,817	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	318,061	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,359	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	542	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	614	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	232,779	—	18,123	—	—	—	1,001	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	7,123	—	5,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	35	—	—	22,634	—	—	—	—	—	—	—	—	27,929	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	548	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	548	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	18,002	4,594	48,765	—	13,532	—	3,528	—	33,003	3,198	—	37,348	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	18,002	4,594	9,079	—	—	—	3,528	—	—	3,198	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	39,686	—	13,532	—	—	—	33,003	—	—	15,344	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,004	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	465	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,606	92,945	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	347,038	93,445	—	273,881	4,594	66,889	—	13,532	—	4,530	—	33,551	31,136	—	37,348	—



自己資本の充実の状況

〔単位：百万円〕

	令和 6 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,817
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	318,061
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,359
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,042
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	614
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501	—	—	—	252,406
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,233
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	499	0	—	105,350	—	—	25,837	—	—	—	—	—	—	—	—	182,287
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	28,370	—	—	—	—	10,525	—	—	—	—	—	—	—	—	39,444
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	548
不動産関連向け	48,544	20,480	—	—	26,407	—	—	48,398	93,761	—	—	66,124	—	—	—	465,692
自己居住用不動産等向け	10,200	1,320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,924
賃貸用不動産向け	—	19,160	—	—	—	—	—	48,398	—	—	—	25,811	—	—	—	194,937
事業用不動産関連向け	38,344	—	—	—	26,407	—	—	—	93,761	—	—	40,313	—	—	—	198,826
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,004
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	104	—	—	—	—	7,646	—	—	—	7,759
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	511	—	—	—	—	—	—	—	—	511
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	465
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94,551
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,469	—	—	1,469
合 計	49,044	48,850	—	105,350	26,407	—	36,977	48,398	93,761	—	—	74,272	1,469	—	—	1,390,484

〔単位：百万円〕

	令和 7 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	9,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	317,742	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	18,058	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	433	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	243,074	—	18,328	—	—	—	—	501	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	7,122	—	5,010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	36	—	—	24,080	—	—	—	—	—	—	—	—	26,633	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	534	—	—	—	—	—	—	—	433	3,849	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	433	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	17,245	4,498	48,112	—	14,161	—	3,607	—	29,784	10,360	—	36,129	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	17,245	4,498	8,676	—	—	—	3,607	—	—	10,359	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	39,435	—	14,161	—	—	—	29,784	0	—	17,640	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,489	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	421	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,336	85,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	347,890	86,390	—	285,393	4,498	66,441	—	14,161	—	4,109	—	30,218	40,953	—	36,129	—



自己資本の充実の状況

〔単位：百万円〕

	令和 7 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,936
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	317,742
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,058
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	933
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	347
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	261,904
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,133
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	500	—	111,988	—	—	28,807	—	—	—	—	—	—	—	—	192,046
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	24,446	—	—	—	—	10,276	—	—	—	—	—	—	—	—	39,542
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	433
不動産関連向け	45,684	17,968	—	—	25,761	—	—	49,865	109,459	—	—	76,838	—	—	—	489,479
自己居住用不動産等向け	3,497	1,155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,041
賃貸用不動産向け	—	16,813	—	—	—	—	—	49,865	—	—	—	23,910	—	—	—	191,612
事業用不動産関連向け	42,187	—	—	—	25,761	—	—	—	109,459	—	—	52,928	—	—	—	230,336
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,489
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	38	—	—	—	—	6,864	—	—	—	6,971
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—	—	—	—	—	333
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	421
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,226
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,469	—	—	1,469
合 計	45,684	42,915	—	111,988	25,761	—	39,380	49,865	109,459	—	—	83,703	1,469	—	—	1,426,414

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

〔単位：百万円〕

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	740,365	60,032	100.00%	799,383
40%～70%	156,648	6,460	10.46%	155,112
75%	52,756	979	23.01%	49,350
80%	—	—	—	—
85%	111,694	885	18.89%	105,350
90%～100%	63,775	10,717	12.61%	63,384
105%～130%	144,251	—	—	142,160
150%	75,145	—	—	74,272
250%	1,469	—	—	1,469
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,346,107	79,075	78.97%	1,390,484

〔単位：百万円〕

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	748,162	56,947	100.00%	804,776
40%～70%	154,122	5,223	10.54%	157,094
75%	51,200	1,209	14.48%	42,915
80%	—	—	—	—
85%	117,463	1,685	15.77%	111,988
90%～100%	65,729	10,525	12.74%	65,142
105%～130%	161,731	—	—	159,324
150%	84,493	—	—	83,703
250%	1,469	—	—	1,469
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,384,373	75,590	78.42%	1,426,414

(注)「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

※単体における定量的な開示事項「(3) 信用リスク削減手法に関する事項」をご参照ください。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①派生商品取引で与信相当額の算出に用いる方式とグロス再構築コストの額の合計額

※単体における定量的な開示事項「(4) ①派生商品取引で与信相当額の算出に用いる方式とグロス再構築コストの額の合計額」をご参照ください。

②担保による信用リスク削減手法の適用はありません。

③長期決済期間取引は該当ありません。



自己資本の充実の状況

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 連結貸借対照表計上額および時価等

※単体における定量的な開示事項「(6) ①貸借対照表計上額および時価等」をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

※単体における定量的な開示事項「(6) ②出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額」をご参照ください。

③ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

※単体における定量的な開示事項「(6) ③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」をご参照ください。

④ 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

※単体における定量的な開示事項「(6) ④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」をご参照ください。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

※単体における定量的な開示事項「(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項」をご参照ください。

(8) 金利リスクに関する事項

※単体における定量的な開示事項「(8) 金利リスクに関する事項」をご参照ください。



令和 8 年 7 月発行
東京信用金庫 経営企画部